

平成30年 6 月定例会 総務文教常任委員会記録

平成30年 6 月14日（木）

平成30年 6 月18日（月）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成30年 6 月14日（木）	7 頁
平成30年 6 月18日（月）	75 頁

平成30年6月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月14日(木)	<p>開会</p> <p>審査日程の決定</p> <p>議案審査（総務部）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第15号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第15号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第15号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（企画政策部総合政策課）</p> <p style="padding-left: 2em;">第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における事務事業個票及び財政見直しについて</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査（教育委員会事務局）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第15号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（教育委員会事務局教育総務課、学校教育課）</p> <p style="padding-left: 2em;">鳥栖市学校給食センター被災検証委員会後の経過報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">鳥栖市学校給食センター新築工事の是正工事の工程について</p> <p style="padding-left: 2em;">鳥栖市学校給食センターのランニングコストについて</p> <p style="padding-left: 2em;">食物アレルギー対応食の見直しについて</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	6 月 18 日 (月)	<p>現地視察 お試し移住施設 (河内町)</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第15号 議案甲第15号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>所管事務調査 閉会</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成30年6月14日付託]

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号) [可決]

議案甲第15号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について [可決]

[平成30年6月18日 委員会議決]

2 報 告

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における事務事業個票及び財政見通しについて

(企画政策部総合政策課)

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会後の経過報告について

鳥栖市学校給食センター新築工事は是正工事の工程について

(教育委員会事務局教育総務課)

鳥栖市学校給食センターのランニングコストについて

食物アレルギー対応食の見直しについて

(教育委員会事務局学校教育課)

平成30年 6 月14日（木）

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局	長	実本	和彦
総務課庶務防災係	長	古賀	庸介
総務課長補佐兼文書法制係	長	江下	剛
財政課	長	姉川	勝之
財政課財政係	長	秋山	政樹
総務部次長兼契約管財課	長	三橋	和之
庁舎建設課	長	古澤	哲也
会計管理者兼出納室	長	吉田	秀利
議会事務局	長	緒方	心一
監査委員事務局	長	古賀	和教

企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿 毛 晃 之
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長	田 中 大 介
企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤 川 博 一
まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐	下 川 広 輝
まちづくり推進課都市計画係長	古 澤 貴 裕
まちづくり推進課鳥栖駅周辺整備推進室整備推進係長	杉 本 修 吉
情 報 政 策 課 長	野 下 隆 寛
情報政策課長補佐兼情報政策係長	楠 和 久
情報政策課広報統計係長	山 内 一 哲
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘
教 育 総 務 課 長	江 寄 充 伸
教 育 総 務 課 総 務 係 長	眞 子 寛 盛
学 校 教 育 課 長	平 川 富 久
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	中 島 達 也
学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事	古 賀 泰 伸
学校教育課長補佐兼学校教育係長	立 石 光 顕
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	原 祥 雄
生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長	山 津 和 也

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第15号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について

〔説明、質疑〕

報告（企画政策部総合政策課）

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における事務事業個票及び財政見直しについて

〔報告、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

報告（教育委員会事務局教育総務課、学校教育課）

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会後の経過報告について

鳥栖市学校給食センター新築工事は是正工事の工程について

鳥栖市学校給食センターのランニングコストについて

食物アレルギー対応食の見直しについて

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

ら現地視察、希望する場所があれば、きょうの午前中までに私のほうまで申し出ていただくようにお願いいたします。

いいでしょうか。

もし、なければ、委員会最終日については現地視察の部分がなくなるということで、御了解をお願いします。

以上です。

下田寛委員長

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきたいと思います。

総務部の準備のため暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

oo

午前10時29分開議

下田寛委員長

では、再開いたします。

oo

総務部

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

下田寛委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第15号の1議案であります。

ファイルにつきましては、01.（総務部）一般会計補正予算と02.（総務部）委員会参考資料になりますので、御確認をお願いします。

大丈夫でしょうか。

それでは、議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたし

ます。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、総務部関係について御説明させていただきます。

説明につきましては、配付というかタブレットの中に入っております01. 一般会計補正予算資料と02. 参考資料により行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料2ページ目をお願いいたします。

平成30年度6月補正予算概要として、歳入について御説明させていただきます。

2ページ目、1段目でございますが、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1,412万7,000円の繰り戻しを行うものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料のほうの1ページ目にも記載しておりますが、財政調整基金の平成30年度6月補正後残高は約20億円となる見込みでございます。

次に、款の22市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で御説明することといたしておりますが、一括して御報告いたします。

まず、目2衛生債、節1清掃債マイナス1億6,170万円につきましては、し尿等下水道投入施設整備事業につきまして、国の交付金の交付対象事業の拡大に伴いまして、下水道事業会計で整備することとなったため減額したものでございます。

次に、目4土木債、節1道路橋梁債2,690万円につきましては、道路改良事業に係る国の交付金の採択内示に伴うものでございます。

次に、節2住宅債340万円につきましても、公営住宅改善事業に係る国の交付金の採択内示に伴うものでございます。

以上で、議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、総務部関係について御説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

この、財政調整基金の、通常っていうか理想の基金残高みたいなのは、何か数字は持ち合わせているんですか。

午前10時39分開議

下田寛委員長

それでは、再開いたします。

oo

企画政策部

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

下田寛委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第15号及び議案甲第15号の2議案であります。

ファイルについては、03.一般会計補正予算の中にあります。

それでは、議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

おはようございます。

委員会の審査に入る前に、一言御挨拶申し上げます。

本日、企画政策部関連でございますけれども、乙議案につきましては、補正予算の歳入といたしまして、地方創生関係の国・県補助金の総合政策課受け入れ分344万5,000円を計上させていただきます。

また、甲議案につきましては、各種計画等の策定、機構の見直し及び土地利用計画の変更に伴う総合計画後期基本計画の変更分でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては、各担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、ただいま議題となっております議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正

予算（第1号）のうち、企画政策部関係分を説明いたします。

資料は、総務文教常任委員会資料により行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

資料の2ページをお開きください。

平成30年度6月補正予算概要のうち、歳入について御説明いたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金の99万8,000円につきましては、地方創生推進交付金として総合政策課で受け入れるもので、平成30年度ふるさと・しごと創生推進事業として、商工振興課におきましてさがんみらいテレワークセンター鳥栖と連携したIT系就業活躍支援事業に充当するものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の244万7,000円につきましては、さが未来スイッチ交付金として総合政策課で受け入れるもので、農林課の農村交流推進事業及び総合政策課の定住交流人口拡大推進事業、これらに充当するものでございます。

次に、歳出でございますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目9企画費につきましては、先ほど説明いたしましたさが未来スイッチ交付金分として歳入充当による財源の補正分でございます。

野下隆寛情報政策課長

資料の3ページをお願いいたします。

平成30年度、繰越明許費繰越計算書の情報政策課所管分について御説明します。

款2総務費、項1総務管理費の情報システム改修事業につきましては、住民票の旧姓表記に係る住民基本台帳システム及びコンビニ交付システム等の改修に要する費用でございます。

平成30年2月に国の追加補正予算が可決されたことにより、3月に繰り越しを前提に補正予算を計上したものでございます。

しかしながら、現時点では法改正が滞っておりまして、国の動向を待っている状況でございます。

次の、地方公共団体情報システム機構負担金につきましては、マイナンバーカードの交付等に要する負担金でございます。

平成29年度の確定額が558万200円でございます。平成28年度からの繰り越し分、それと今回平成29年度分の予算のうち、15万6,200円を執行しまして、繰越額が702万4,000円となっております。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じく、款2 総務費、項1 総務管理費のお試し移住施設整備事業に係る450万円につきましては、平成29年度中の工事が完了いたしまして、予算執行しておりますので、繰越額が0円となっております。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、まちづくり推進課分でございます。下段の表をお願いいたします。

款8 土木費、項4 都市計画費、事業名は鳥栖駅周辺整備事業でございます。

予算額としては4億4,100万円、繰越額は1億8,605万5,000円でございます。

これにつきましては、基本設計の工期が年度をまたがること、それと昨年度、用地を買収させていただきました鳥栖ビル、この建物の除却にまだ工事がかかっておるものでございます。こうしたもので繰り越したものでございます。

以上が御説明でございますが、議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、企画政策部関係の御説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

2ページの地方創生推進交付金、もう少し詳しく。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

地方創生推進交付金、今回、予算計上しておりますのが99万8,000円でございますけれども、これは受け入れといたしましては、総合政策課のほうで受け入れをいたしまして行いますが、事業といたしましては、平成30年度中に商工振興課におきまして、ふるさと・しごと創生推進事業ということで、さがんみらいテレワークセンター鳥栖と連携をいたしましたIT系就業活躍支援事業、これに充当するものでございます。

中身といたしましては、IT系への就業活躍支援事業、新しい働き方講座とかそういったものを昨年度も開催しておりますけれども、そういったものを平成30年度も引き続き開催いたしますというところで、これにかかわる分の推進交付金として受け入れをするものでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

尼寺省悟委員

3ページですね。

マイナンバーカード等の交付金にかかる予算を繰り越したものであるということなんですけど、もう少しこれも、詳しく説明してもらえますか。

野下隆寛情報政策課長

マイナンバーカードの交付実績数としましては、予定よりもやはり交付数が随分少ないということがまず1点ございます。

それと、交付数が少ないということで、前年度から、平成28年度からの繰り越し分がまだございまして、まずそれを執行して今年度分の予算を使うという仕組みでずっと行っておりますので、今年度分の予算はあるんだけど少ししか使わなかったと——前年度分の予算を大分使ってですね。平成29年度分の予算は、執行額が少なくなったということで繰り越し分がその分増大していると。

これがずっと、マイナンバーカードの発行数が、実際、毎年毎年の予定数よりも少ないということで、こういう状況がずっと続いていくものと思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今の交付数っちゃうか、発行数っちゃうんか。

野下隆寛情報政策課長

現在、3月末時点で、全国の発行枚数が合計で1,367万2,762枚。本市におきましての発行数が、6,716枚の発行でございます。

率にしますと、鳥栖市が9.2%の発行率でございます。それで、全国が10.7%という状況でございます。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

じゃあ、私から一ついいですか。

お試し移住に関してなんですけれども、工事も完了したということで、また今度7月の8日ですかね、開所式が行われるということで、現状の進捗の報告というか、少しいただけたらと思うんですが。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、委員長のほうから御紹介がありましたように、河内町で事業を予定しております鳥栖市お試し移住事業のお試し住宅につきましては、平成29年度に予算措置をいただきまして、

改修工事等を終わっております。ようやく、事業開始の運びになりましたものですから、先ほど御案内のとおり7月8日、日曜日に開所式を迎える準備を今進めております。

それで、この事業実施に当たりましては要綱を制定しております、6月1日施行ということで要綱を制定しております。7月8日に、このオープニングの開所式をスタートに、それ以降の利用の受け付けといいますか、受け入れを開始したいというふうに思っております。

それで、利用に当たりましては、あらかじめ総合政策課のほうで空き状況等を確認いただきまして、利用日の2週間前までに申請書等を提出していただくというようなことを考えております。

それで、利用していただく方につきましては、まずは鳥栖市に住民登録がない——移住を検討されていらっしゃる方。それから、転勤や婚姻等により転入予定がない方。それから、利用者を代表する方が二十歳以上であること。

そして、このお試し住宅を使った後で、本市からのアンケート調査、そういったものに御協力いただいたりとか、あと地域で行われる交流事業等にも積極的に参加をいただけるようお願いをさせていただこうと思っておりますけれども、そういったことに協力いただける方。そういった方に、御利用いただきたいというふうに思っております。

なお、利用できる期間につきましては、2泊3日以上30日以内ということで要綱に定めてございます。

オープニング後ですけれども、県のほうで、移住・定住関係の事業を各種進められておりますが、8月2日に——これ、ちょっとまだ仮ですけれども、佐賀県東部地区のほうに日帰りツアーみたいな形で、移住体験をするようなものが計画されておまして、その一つの場所として、この河内町のほうに足を運んでいただくようなことを今考えております。

あと、福岡県、それから東京都のほうでも各種移住説明会等行われておりますので、こういったところで本市のこの取り組みにつきまして、積極的にPRを続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

今の部分で、これ繰り越ししなくて、平成29年度でもう完了したということなんですけど、7月に開所式ですよ。

まあまあ時間があいているんですけど、この間、工事終わってから今までってどういうこ

とをされてたんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回、改修工事等について行っておりますが、改修工事につきましては年度内に完了いたしました。

その後、さまざま備品等を納品、購入等をしておりますけれども、そういったものの配置であったりとか、あと改修工事は終わりましたけれども、周辺環境整備といいますか、そういったものへの対応、そういったものをしておりまして、開所式につきましては、日程等も考慮していく中で、地元等ともいろいろ御相談していく中で、7月8日に期日設定をさせていただいたということでございます。

松隈清之委員

季節的には夏が、多分ね、来やすいということではあると思うんですけども、何か避暑地として別荘がわりで来られるよりは移住を促進したいわけですよ。

そうしたらオールシーズンだから、いろんな季節を楽しむ上では、なるべく早くやってもよかったのかなっていう気もするし、今言われたように要綱決まっているのであればね——まだ見てないですよ、要綱。

見てないですよ。予定は、こういう感じで作るというのは、前、委員会の中であったけど。

そういうのも皆さんに、決まっているのであればそれを見せていただいてもよかったのかなと思いますけどね。

もう、結構です。

下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

ちょっとまた、私からいいですか。

駅前の件なんですけれども、今、進捗ずっと進んで、今回も繰越明許ということで上げてもらっていますが、今後進捗によって、また住民説明会とか、そういったものも検討していかなければいけないのかなと思うんですけども、そういった住民に対する説明っていうのは、何か計画がありましたらお尋ねしたいんですが。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

まだ、進捗が進捗なので、いつということは決めておりませんが、昨年度も本鳥栖町、特に通行どめとかありますので、そうしたところの説明会をさせていただいておりますので、その後の対応ということは当然考えております。

あと、嘱託員会にも、都度都度お邪魔して御説明はさせていただきたいなというふうに考

えております。

下田寛委員長

ありがとうございます。

また、11月で基本設計があらかたできるということでしたので、多分その前後になってくるのかなと思うんですけれども、どうなんですかね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

時間もあき過ぎるんで、行けるときには早く行きたいと思っています。

下田寛委員長

わかりました。よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

今の関連で聞くんですけれども、一般質問でちょっとあったけど、鳥栖ビルを解体して、あそこにいろんな車両とか置いてどうのこうのと。

片方では、塀をしたら景観にどうのこうのって、あの辺がちょっと余り理解できんやったけど、あそこというのは、ずっと今後10年間、そういった形で使っていくと。それで、いろんな形で安全上、囲いはしていくんだと。

そういうふうに理解していいのかな。ちょっと、あの辺わからんやったですけど。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今の鳥栖ビル用地は、当面は駅部とか駅前広場とかの工事のために、恐らく、駐輪場とかそうしたところが重機の設置場所とかヤードになると思います。

それで、下手すると鳥栖ビルの確保したところの用地もそういった使い方になる可能性もあるんですよ。そうしたところに、機敏に対応できるために、もう現在としては何かの活用というよりも、そうした形で空き地として確保しておきたいというのが趣旨の答弁でございます。

尼寺省悟委員

だから、本来の活用ということについて、まだ、あれ何に使うかちゅうの詳しくは聞いてないんですけど、そういった形でヤードとして、その役割が終えたならばそれはそれとして、本来の整備ちゅうんか、それはそれで進めていくということなんやろう。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

そのとおりです。

下田寛委員長

よろしいですか。

たきます。

まず、10ページが一番上、基本計画でいきますと33ページに該当する分でございますけれども、鳥栖市将来道路網方針ですが、これは、本市の将来動向を踏まえまして、国道3号や34号の渋滞解消に向けた広域幹線網のあり方を初め本市における将来道路網のあり方につきまして、国、県と協議の上、平成30年3月に鳥栖市将来道路網方針を取りまとめましたので、関連する個別計画として、今回掲載することといたしております。

次に、39ページ部分に該当しますが、鳥栖市水質検査計画でございますが、これは、水質検査に関する基本方針や水質検査項目、また採水頻度等を定めまして、水質検査の適正化や透明性を確保することを目的に、平成30年3月、鳥栖市水質検査計画を策定いたしましたので、ここで記載をしております。

次に、41ページ部分、鳥栖市空家等対策計画でございますが、本市では、平成25年4月に鳥栖市空家等の適正管理に関する条例制定によりまして、空き家の適正管理に努めることといたしておりますけれども、平成27年5月、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受けまして、市民の生命財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用促進することを目的に、この平成30年3月、鳥栖市空家等対策計画を策定しておりますので、ここで記載をしております。

次に、67ページ部分ですけれども、鳥栖市保健事業実施計画でございますが、これは市民の健康の保持増進に努めるため健康医療情報を活用いたしまして、計画的かつ継続的に実施内容を改善し、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを目的に、これも平成30年3月、鳥栖市保健事業実施計画を策定いたしておりますので、ここで記載をしております。

次に、資料は11ページをごらんください。

75ページ部分に該当いたしますけれども、鳥栖市子ども読書活動推進計画でございます。これは、子供の読書活動推進に係る施策や事業を体系化し、子供に係る関係機関が協力し合うことで子供が意欲的に読書活動に親しみ、読書習慣を身につけることができる環境づくりを進めることを目的に、これも平成30年3月、鳥栖市子ども読書活動推進計画を策定いたしておりますので、関連する個別計画として記載してございます。

次に、85ページに該当いたしますけれども、鳥栖市女性活躍推進計画でございますが、これは、平成27年の女性活躍推進法の制定を踏まえまして、男女平等の立場で仕事と家庭を両立させ、女性が十分な能力を発揮し活躍できる環境整備を図るための取り組みを鳥栖市女性活躍推進計画として新たに位置づけをしておりますが、これまで鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画というものがございまして、そこに包含される形で、これも本年3月、鳥栖市男女共同参画行動計画として改定いたしておりますので、ここで、

個別計画名の記載内容を変更してございます。

それから、最後に、111ページ分になりますが、平成29年1月に鳥栖市市庁舎整備の基本的考え方を受けまして、新庁舎の建設場所、それから導入機能、施設規模、配置計画、事業手法など新庁舎整備を実現するために必要な案件につきまして、平成30年2月、鳥栖市市庁舎整備基本計画を策定いたしておりますので、関連する個別計画として記載するものでございます。

なお、平成30年4月の組織機構の見直しによりまして、市庁舎整備に係る担当課を庁舎建設課としましたことから、取組担当課名を変更しております。

続きまして、資料12ページをごらんください。

ここでは、115ページ部分に該当いたしますけれども、土地利用計画の見直しについてお示しをしております。

本市は、今後も人口増が続くと予定されているものの住宅適地が不足しておりまして、合わせてまとまった産業用地の確保も困難な状況にありますことから、旺盛な企業の進出ニーズに即応できないといった課題も抱えておりまして、今後も本市が持続的な発展を遂げていくために有効な土地利用の検討が不可欠と思っております。

このため、新たな拠点形成を目指した土地利用を図るため、現在の土地利用計画のC3ゾーンの南限ライン、これをおろしましてC3ゾーンを拡大し、そこで新たな拠点形成を図るための土地利用を今後検討していくため、土地利用計画のゾーンニングの見直しについてお諮りしているものでございます。

以上が、鳥栖市総合計画後期基本計画の変更についての説明となります。

よろしく願いいたします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

10ページの、鳥栖市将来道路網方針の説明をもう一回いいですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

国道3号、それから34号の慢性的な渋滞解消に向けた、そこも含めた広域幹線網のあり方、そして本市における将来道路網のあり方、こういったものにつきまして国、県とともに協議を行ってまいりました。

そして、本年3月に鳥栖市将来道路網方針ということで、一定取りまとめを行いましたので、ここで関連する個別計画として掲載するものでございます。

以上です。

西依義規委員

本年3月に取りまとめた、ですか。

僕が一般質問したとき、まだあり方で、国と県に合同会議のほうに出したということと聞いてますけど。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今、西依委員が御指摘されたように、なぜ案がついたかというのが、国道の道路のルートは国が決めるものだということで、今回の合同会議で決めるものじゃないということなんですよ。

それで、今回の合同会議で示したルートは、あくまで、案、ということで成果を出してくれという国からのちょっと御指摘がありましたので、会議の成果としてはあの案が最終案なんですけど、本当に道路をどこに通すということを決めるのは、最後の決定権者は国であるということで「案」という文字がついたということです。

西依義規委員

じゃあ、一回、3月議会の前かなんかに説明を担当課から受けましたよね、ちょっと詳しいバージョンとぼやかしたバージョンで。

この方針っていうのは、今、完成版があるんですか。僕は見たことないんですけど。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

ちょっと私の説明が悪かったのかどうかわかりませんが、(案)というのがついたものですね、今のところ最終の成果です。

大きい矢印で示された図があったと思いますが、あれが成果です。

西依義規委員

じゃあ、この総合計画に書かれる、鳥栖市将来道路網方針っていうそのものは、今どこかで見れる状態なんですかね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

すいません、ちょっと、今確認できないので、確認してまた。「(多分、見れないと思います。ここに上げられてるんで、どっちが先かわからんですけど。どうなんですか」と呼ぶ者あり)

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回、複数項目につきまして議案としてお願いしておりますが、議決をいただきましたらホームページのほうにも公表していくという形になっておりますので、この案件につきましても議決いただいた後に、ホームページ等での公表ということになっていくものと思っております。(発言する者あり)

すいません、少なくとも。すいません。

西依義規委員

この中身は、所管はうちじゃなくて向こうになるんですか、道路網だから。

所管、この方針を、議決はないとしても、その説明を受けて、そういう方針なのかっていう議論ができる場ってというのは、建設経済常任委員会のほうということでしょうか。

下田寛委員長

ちょっと休憩入れますね。

午前11時12分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時18分開議

下田寛委員長

じゃあ、再開します。

西依義規委員

わかりました、しっかり皆さんに公表していただきたいと思います。

もう一つ、12ページの土地利用の件のC3ゾーンが拡大した地図ですけど、これはここでいいんですよね。ですよ。

そもそも、これを目指そうとされているのかどうか、CゾーンとかB2ゾーンとか。そういうのの位置づけってどうか——本当に目指されているのか。

例えば、極論言うならC1ゾーンの中にも調整区域があったりしますよね。その中にも。

都市化を、住宅地を目指すんですけど、調整区域があったりするんですけど、そこは市として、この位置づけは、長い年月かけてしっかりそういうふうを目指していくっていう意思があるのかどうかをちょっとお尋ねをしたいんですけど。

石丸健一企画政策部長

今、委員がおっしゃった土地利用計画、12ページの、この分については、大枠でこういう地域を目指すということがもちろん前提になります。

おっしゃるように、それぞれのゾーンの中に異なる用途といいますか、そういうのは確かに入っておりますけれども、今回、変更をお願いしているのは、大規模な、ある一定、大きな用地の用途を変えるとといいますか、そういう土地の利用の仕方について整理をしたもので

ございますので。

中には、小さいところは、確かにほかのところ、用途に合っていない、ゾーニングに合っていない部分はあるかと思えますけれども、主にそういう形で目指していきたいというのがこのゾーニングになっていますので、細かいところは、違う部分は確かにありますけれども、今回ののは、今申し上げたように、一定の広さの土地の利用について整理をしたものですから、ゾーニングを変えないとおかしいということで今回御提案をさせていただいております。

西依義規委員

これ、総合計画ということは、最上位の計画ですよ、これが。

その下に、例えば区域区分じゃないけど市街化調整区域とか市街化区域の細かな線引きがあると。ということは——僕の考え方、間違ってたら教えていただきたいんですけど。

あくまで、C1ゾーンは市街化区域を目指していくんだと、という方針なのか。いやいや、これは、もうざっくりしたものなんで、あんまりそれ関係ないですよ。それは、個別の線引きは、もうそちらで目指しますけど、あくまでこのC1ゾーンは市街化を目指すんだという鳥栖市のちゃんとした方針なのかどうかを、それだけ教えてください。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今、西依委員おっしゃっているのは、多分我々が今策定中のマスタープランだと、都市計画のマスタープランのことだと思います。

それで、都市計画マスタープラン、当然、上位計画の総合計画の、この土地利用計画図に追随する必要があります。

基本的に、我々もこのC1ゾーン、おっしゃるように市街化区域に編入すること、長期的に努力していくべきゾーンだと思いますんで——ほかに、あと県のほうでつくられる都市計画区域マスタープランというのが、また別にあります。

そこの調整であるとか、あと文化財でできない部分とか、そういうどうしてもできないところは別として、基本的には上位計画との整合をとりながら、マスタープランではそういったことを目指すということを書いていくことになると思っております。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

総合計画の中の、後期基本計画の変更ということなんですけど、例えば、10ページの変更するのは39ページの水道関係のやつ。これに、新たに水質検査計画が追加されました。これは割と理解ができるんですよ。おいしい水の提供のためにみたいな計画があって、これが加わる。これは、わかるんですよ。

例えば、さっきの将来道路網方針って、ちょっと全体がね、今ちょっとホームページで探していたけど、ちょっと全体のやつ、今持ち合わせてないんですが、行政の役割って、これ国、県に要望するのが役割のところなんですよね。

これ、この計画って、要は要望するためにつくったのであれば、それはそれでいいと思うんですよ。要望するためにこれつくったんですよ。要望するベースとして、こういう道路をつくりたいから、こういう方針を立てましたと言うんだったら全然いいんだけど、それ以外の、国、県以外の幹線道路も入ってますよね。

ここの方針に書いてある、そのほかの県道、国道以外の部分ていうのは、ここの役割の中には関係ないんですよ、これ国、県に要望するから。

石丸健一企画政策部長

今回のこの将来道路網の方針というのは、ここにありますが、今おっしゃったように、幹線道路網である特に国道、県道、これ都市計画道路の見直しを検討する際に、まずは幹線道路網をきちんと、前段に整理すべきではないかという御議論があったのを受けて、平成29年度、昨年度行っております。

それで、その中で主に幹線道路の国道、県道について、市の考え方を整理させていただいたものでありまして、もちろんこの中に、市の道路も入っておりますけれども、まずは幹線道路の国道、県道。

これについては、市のほうで事業化するという話にはなりませんので、どうしても国道、県道については要望という形にしかならざるを得ないというふうに思っています。

それで、これを受けて、本年度道路の見直しを、さらに検討懇話会を復活させていただいておりますので、その中で、市の幹線道路等については整理をさせていただきたいという形になるかと思っております。

ですから、それができた段階で、改めてこういう計画というのが出てくるのではないかと、いうふうに思っております。

松隈清之委員

ということは、この将来道路網の方針というのは、主に国、県に要望するためにできたのであって、これに、こっからさらに鳥栖市の市道ですよ、主に。市道等に関しての方針は、また新たに別の計画が立てられると、思っているんですか。

石丸健一企画政策部長

新たにといいますか、前提条件として、国道、県道の幹線道路について御議論をさせていただいておりますので、この御議論を踏まえて、市の幹線道路についてただいま御議論をいただいておりますのでございます。

松隈清之委員

多分、わかりづらいんだろうなと思うんですよ。

要は、この文言だけで見ると、鳥栖市の将来道路網の方針だから、どういう道路に——それが市道であれ県道であれ、国道であれ、こういう道路がつくられるんだろうなというイメージを持つんだけど、今ここに書かれている将来道路網の方針っていうのは、要は国、県を交えたところで、ある程度こういう要望をしていきたいよと、いう部分をつくって、それで、市はこういう道路網つukらないかんよっていうのを逆に国、県に対して、あらかた、市は市でこういう道路をつくっていきますみたいなものを、要は、お互い公表する、しないは別としても、お互いそういう役割分担みたいなものを確認するためにある方針であって、具体的に、じゃあどの道路をつくりますみたいなのはまだできていないという計画ってことですか。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

ほぼそうなんですよ。昨年つくった将来道路網は、あくまで鳥栖市の域内交通の渋滞を解消するには、まず幹線道路の改善が必要じゃないかということで、鳥栖市としてどういう考えを持つのかをまとめるべきだという御指摘でまとめたものです。

要望するのかあれなのかは別として、国、県でしていただきたいという考え方を示して、それで、そういった幹線道路が成り立てば域内交通の正常化もできるよねっていう、まず前提をつくって、今、都市計画道路の見直しをやっているということで、鳥栖市内の域内交通の考え方は今からまとめていくものであるということです。

松隈清之委員

その方針が大事なのはわかるんですよ。

ただ、多分我々も含めて、市民向けではないよね、となると。言うたら、国、県、市の中で、ある程度認識とかね、いや、それ勝手にやられてもみたいな話をしないために、ある程度の認識の共有、その担保があるかなしかは別としても、認識の共有のためにつくった方針ということで、多分こっから伝わってくるイメージとは若干違うんですよ。多分、その方針が持っている意義というのは。

一般向けじゃない気がする、だから、ここに載せられていると、多分気になると思うんですよ、道路の問題なんて結構重要だから。見せてくれみたいな話に——公表するという事になっているのかもしれないけど。

そういう意味じゃ、ちょっと誤解を生む可能性もあるってことだよ、そうなる。その取り扱いはどうなんですかね。

石丸健一企画政策部長

おっしゃるように、この部分については丁寧な説明が必要だと思います。

ただ、これも委員が先ほどおっしゃったように、この道路については市民の皆様、関心が非常に高い事項でございますので、市の考え方、こういうふうには思っているというのは、きちんと早い段階からお示しする必要があるのでないかということを考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

わかりました。

それでは、次に、空き家対策の計画が、これ追加されているんですけど、これも、行政の役割というふうにこの資料の中で書かれているんですけど、市営住宅に関しては基本関係ないですよ、上の上段は。

そうすると、下段の住宅困窮者への住宅の情報の提供、相談体制の充実を図りますっていうところで個別計画が、空家等対策計画が入っているんですけど、要は、この計画の趣旨としては、そういうもののために計画をつくったって理解していいんですかね。要は、ここに載せられているっていうことは。

総合計画上の位置づけですよ、僕はイメージ的にはもっと違うイメージを持っていたんですよ、これ。これを、総合計画上に位置づけていくのかっていう意味では。

ちょっと、時間があれば取りに行きたいぐらいですけど。

休憩とりませんか、ちょっと。

下田寛委員長

休憩、入れますか。（「取ってこようかな」と呼ぶ者あり）

じゃあ、1時間ちょっとたちました……、何か答弁がありましたら。（発言する者あり）

いいですか。

1時間ちょっとたちましたので、ちょっと10分ほど休憩入れますね。

午前11時31分休憩



午前11時42分開議

下田寛委員長

では、再開します。

松隈清之委員

休憩前に聞いた空家等対策計画なんですけど、41ページ、42ページにあるんですが、取り組み方針とかがあっていうのはあるんですよ。

それで、取り組み方針の中には、いろいろ空き家のこととかも、もちろん市営住宅のことも含めて空き家のことも書いてあるんですよ。

ただ、その下にある市民の役割、事業者の役割、行政の役割っていうところの、じゃ方針はこうだとして、それに対して行政として何をやるのかっていう役割でいくと、その空き家等対策につながりそうな役割は、今役割として入ってないんですよ。それで、42ページのほうには、具体的な取り組みの中では書いてあるんですよ。

だから、別に矛盾はないんだけど、先ほどから言われている総合計画に基づいてとか総合計画が上位計画であるというのが、これ基本的なスタンスじゃないですか。

そうすると、じゃあ取り組みの方針はあるんだけど、これは行政としてやることじゃないんだよと、行政の役割に入っていないとすると、これは市民なのか事業者なのか、その役割ですよ。となると、この空き家等の対策っていうのは、基本的には、やっぱり事業者とか市民が基本的にやるべきことっていうスタンスなのかなと思うし、これ今後の、また第7次の総合計画とかがあってつくっていくか、そろそろ準備をしないといけないと思うんですけど。総合計画に基づいてとかがっていう上位計画だっという位置づけであるならば、やっぱりこの……。

もし、つくるときにないものであれば、この細かな、これ計画できたから載せます、だけではなくて、じゃ行政の役割は、そのときは考えてなかったけど、こういう役割ができましたと。だから、役割のほうも追加しますとか。ここも、基本計画のこの部分も変えますとかだっというわけじゃないですか、新しく計画つくるときには。

それまで、国が方針を出してないことで、やっぱそういう計画をつくったと、行政の役割として位置づけられたとしたら、そこも含めて変えていかないといけないと思うんで、そこはどうですか、今回は計画がぼんと入ったから上げますって形なんですけど。

石丸健一企画政策部長

確かに、おっしゃるように、市民、事業者、行政のそれぞれの役割というところには、事細かに書かれておりません。ほかのところもそうなんですけど、主なもの、それから市として力を入れたいところを記載させていただいております。

それで、今回のこの空家等対策計画は、もう、これ委員おっしゃるように、空き家の有効活用のほかに、危険な空き家の除去というのが、一つ大きなものではございますけれども。

市の方針として、行政が積極的に空き家の除去ということではなくて、あくまでもそれは

支援という形で、市としては有効な空き家の活用というところに力を入れたいということもありますので、今回は、計画の上程だけというふうにさせていただいております。

以上でございます。

松隈清之副委員長

わかりました。

ただ、今回は今回でいいんですけど、総合計画のをまたつくられる、また新たな計画が今後も出てくるときに、やはり、いつも説明されるのは、総合計画に基づいてとか言われるんですよね。

特に、総合計画ってもう言葉だけなので、具体的には中身見えないんで、やっぱり基本計画とかが具体的な取り組みになってくると思うんですけど、そこについては必要に応じてね、この計画ができたから載せましたとかではなくて、取り組みとして新たに追加をされるとか、どこに位置づけられるかで、そのつくられた計画が何を目指しているのかっていうのがわかるようにするために総合計画があるわけでしょう。

であれば、どういう取り組みの体系の中であって、行政の役割としてはどういうことを考えているのかっていうのは、やっぱり必要があれば変更しなきゃいけないだろうし、やっていかないと、多分総合計画に基づいてというよりは、出てくるものをいかに総合計画のどこに当てはまるかなっていうのが今までのやり方じゃないですか。実際問題、総合計画に基づいてやっているっていても、総合計画の中では、本当にこれ目指しているのかどうかって非常にわかりづらいですよ。

だって、言葉で言えば、10年という計画のスパンの中では、とても実現できそうにないことが挙げたら切りがないぐらいはあるんですよ。5年後の目標とかって書いてあっても、とても実現できそうもないことが書いてあるんで、実際、目に見える取り組みになってくるわけですよ、下にぶら下がってくる。

だからそこは、次の総合計画に向けてはね、そこら辺もきちっと、わかりやすくじゃないですけど、説得力のあるような計画づくりをぜひしていただきたいなと思います。

下田寛委員長

答弁よろしいですか。（「なければいいです」と呼ぶ者あり）

ほかに、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑は終了いたしました。



報 告（企画政策部総合政策課）

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における事務事業個票及び財政見直しについて

下田寛委員長

続きまして、議案外ではございますが、執行部より報告事項がありますので、これをお受けしたいと思います。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

議案外となりますけれども、総合計画の後期基本計画で取り組んでおります事務事業のうち、変更等が生じたものがありますので、それにつきまして、資料は、平成30年度事務事業個票の見直しと書かれたフォルダーをごらんください。

下田寛委員長

6月定例会の総務文教の中にあります。議案外の報告1、よろしいですか。

お願いします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、今回の見直しによりまして、新たに追加した事務事業というのが1事業、そして事業概要等を変更したものが12事業でございます。

資料を、今ごらんいただいている2ページに、多分一覧表が出ているかと思います。

少し簡単に説明をさせていただきますと、まず追加した事業につきましては、まず一番上、ページがすいません、4の8と書いておりますけれども、女性活躍推進のための環境整備ですね。これにつきましては、先ほど議案甲第15号の中で、新たな取り組み計画の中で御説明をさせていただいたものでございます。既存事務事業の概要の文言整理を行ったものでございます。

それから、事務概要等を変更したものが12事業ありますけれども、まず鳥栖駅周辺整備事業につきましては、平成31年、32年度の各種手続が具体化してきたため記載事項を変更しております。

それから、九州新幹線西九州ルート of 早期開業要望につきましては、これまでありました新幹線による活性化をPRするための地域振興連絡協議会が1月に解散をしております、その後、未来づくり協議会というのが交通デザイン協議会ということに名称を変更して、取

り組みを進められておりますので、その変更をしております。

それから、公園遊具リニューアル事業につきましては、今年度、公園施設長寿命化計画を策定いたしておりますので、平成30年度以降の年度別計画を変更したものでございます。

それから、花の日事業につきましては、これまで花の日につきましては、5月の第4日曜日というような形で記載等をしておりましたが、これに限定しない、5月下旬の開催ということでやっておりますので、そういった表現に改めたところでございます。

それから、国道3号、34号及び主要県道の整備促進要望の部分では、平成29年度中に栈敷地区の歩道整備の取り組みを記載しておりましたが、事業が完了しておりますので、その部分を削除いたしております。

それから、国民健康保険財政運営の都道府県化に伴う国民健康保険事業の健全化対策、これに関しましては、国保の財政運営の都道府県化が今年度から始まっておりますので、事業概要部分の見直しを行ったところでございます。

それと、学校評議員及びコミュニティ・スクールの検討の部分につきましては、今年度から新たにコミュニティ・スクールを実施しておりますので、その文言を修正しております。

それから、男女共同参画啓発事業につきましては、これも、先ほど御説明しておりますけれども、本年3月に女性活躍推進計画を盛り込んだ形で鳥栖市男女共同参画行動計画を改定しておりますので、そこでの修正を行っております。

それから、森林保全推進事業とあと農村交流推進事業、これにつきましては、市民の森のネーミングライツ企業の社名変更が行われておりますのでその修正を加えております。

それから、新産業集積エリア整備事業につきましては、現在の事業進捗状況を踏まえまして年度別計画を見直しております。

最後に、市庁舎整備事業につきましては、事業進捗を管理、整理し、平成30年度、31年度の計画内容を見直しをしております。

それから、もう一点報告事項でございますが、財政見通しにつきまして御説明をさせていただきます。

資料のほうは、第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見通しというファイルをごらんください。

よろしいでしょうか。

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画に掲げます各種施策に取り組んでいく上で、基本目標ごとに主要事業の事業費を把握するために財政見通しを整理いたしております。

資料の1ページをごらんください。

ここでは、財政見通しの考え方等をお示ししておりますけれども、中段の3、財政見通し

の基本的な考えでお示しをいたしておりますように、今回のこの財政見通しにつきましては、現在計画の後期基本計画、平成32年度までの財政見通しでございます、社会情勢や決算状況等を踏まえ、毎年度見直しを行っていくものであり、各年度で編成される予算とは必ず一致するものではございませんというようなことを書かせていただいております。

それから、資料2ページをごらんいただきまして、ここでは、平成32年度までの歳入、歳出の見通しをお示ししております。

それから3ページ、ここでは基本目標ごとの事業別の財政見通しをお示ししております。

左側に掲載しておりますのが、基本目標ごとに取り組みますハード事業、それから右側がソフト事業となっております、平成32年度までの、現時点での想定される事業費を記載しているところでございます。

以上が財政見通しとなりまして、議案外の報告といたしましては、先ほどの個票の見直しと、この財政見通し2件でございます。

よろしく願いいたします。

下田寛委員長

御説明いただきましたが、この際ですので、質問がある方いらっしゃいましたら、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

ちょっと1点だけ。

財政見通しの中でね、いつもちょっと私、質問するんやけれども、この中にいわゆる大型事業、そういったものは含めているのかちゅうたら、いや、それは含まれてないというふうなことが言われていたんやけど、この場合はどうなるの。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

資料の3ページとなりますが、左側にハード事業として掲載をしておりますが、ここに掲げておりますのは、各基本目標ごとの事業で主なもの、大きなものを掲載しております。

リーディングプロジェクトとかそういったものに取り組んでいるようなもの、そういったものを大きな事業として掲げております。

以上でございます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

2ページの歳出の普通建設事業費等が、22億円、35億円、56億円がこの左側の、次のページのハード面の事業費と大体、比例っていうか同じようになってくるという見方でいいです

か。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

2ページに記載しております普通建設事業費の、今、西依委員からおっしゃられた増額分についてというのが、3ページの掲載しております市庁舎整備事業の事業費ということで見ていただければと思います。

西依義規委員

それで、ここでは平成32年度までなんですけど、平成31年度になったらまたこの平成33年度のこの同じ表が出てくるってということなのか、平成32年度まではこの表を使うということなのか、どっちなのか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

第6次総合計画後期基本計画の計画期間、平成32年度までの財政見通しですので、来年度これをお示しするときには平成32年度までということで、一つずつこう……。あくまでも、お示しできるのは平成32年度まで。

ですから、来年は平成31、32年という形でお示しすることになると思います。

西依義規委員

これは、もちろん総合計画後期基本計画に準じた財政見通しなんですけど、もっと長期的な計画ありますよね、ほかに。今、駅前周辺とか市庁舎整備も、これをはみ出してますよね、既に。

ということは、後期基本計画に準じたものは1個あっていいんですけど、これが出せるのであれば将来3年後の、そういう財政見通しは常に出せるってということじゃないんですか。それは無理なんですか。

いや、ここでは3年出されてますよね。それで、総合計画の見直しは、もちろん再来年ぐらいされるんでしょうけど、それが、今の現計画とか公共施設等管理基本計画とかありますよね。そういうのがあるということは、平成31年度には33年度分まで出せることは可能ってということではないんですか、じゃないんですか。

可能か、不可能か。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ここで財政見通しとしてお示ししておりますのは、あくまでも総合計画の計画期間でのということになりますので、現計画でお示しできるのは平成32年度までと、私どもがお示しできるのはですね、というふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

その総合計画にないものは、もうできんって言ったら、じゃあそれを超えて計画するものは全てだめということになるやん。

平成32年度までしか、要は上位計画がないっちゃけん、それを超えて計画、いや、そういう解釈じゃないですか。もう、総合計画があるものしか財政見通しが出せんちゆうんやったら。総合計画の計画期間を超える計画なんていうのは、上位計画がないのにつくるなっていうのと一緒にですよ。でも、現実あるわけじゃないですか。

ということは、西依委員が言われたようにね、別に総合計画があるけんこれ出しとるちゆうんやったら、それはそれで置いといていいけん、総合計画抜きにして、その3年後ぐらいまでやったら見通せるやったらそれは現実的には、計画はもうあるわけやけん、先の計画が。

だから、つくろうと思えばつくれるんでしょってことですよ。つくろうと思えばね。

石丸健一企画政策部長

総合計画の担当部署としては、総合計画の平成32年まででございます。（「そう答えてくれればいいちゃん」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

ちょっと終わっちゃいますけど、僕も質問したいんですけど。

これってどこまで公開される資料なんすかね、財政の見通しというのは。議会と、これはホームページなんかも、もう全部出すのか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

後ほど、後日ホームページのほうで公表をしていきたいと思っております。

下田寛委員長

わかりました。

あと、これちょっと僕の意見ではあるんですけど、総合計画だけを見て、この財政って、こういう個票があってこういう見通し立ててますってわかるんですけど、総合計画を見て、ああ、なるほど財政もこうなっているんだなっていう概算が、わかったほうがいいと思うんですけど。

多分、あの総合計画とこの財政の見通しって連動してるわけじゃないですか。それで、そういう内部資料を持ってあるわけじゃないんですか。

でも、ぱっと総合計画を見て、財政がどう見ても連動しているとは思えないじゃないですか。

ここに、すごい市民との隔たりがあると思うんですよ。

ここを埋めるような総合計画ってできないですかね。この、個別に出すんじゃないで。

の総合計画からは、どう考えてもこの財政見通しは出てこないと思うんですよ。

ここまで必要かどうかというのも、ちょっとわかんないですけど、少なくとも、大きな隔たりがあると思うので、概算こうですよっていうのが総合計画の中でも見れたらいいなと思うんですけど。

石丸健一企画政策部長

この、今お示ししている財政見通しについても御議論いただいて、こういう形で整理をさせていただきます。

それで、次期総合計画においては、今おっしゃったように、わかりやすい形を目指してまいりたいというふうに思っております。

下田寛委員長

よろしくをお願いします。

中村直人委員

今、総合計画を言われていますけれども、この6次をつくるときにね、やっぱり10年間するけれども、実施計画とか出さないで、その都度その都度変更の場合は出しますということで承認を得てしてきているわけよね。

以前はね、やっぱり総合計画あっても、実施計画というものをつくって、3カ年ごとにずっと実施計画を立てて、財政計画も立てていく、これものすごく、やっぱり必要なことやんね。

ですから、そこら辺を含めてね、以前やっていたようなことに戻すのかどうなのかを含めて、やはり検討してほしいと、こう思いますのでよろしくお願いします。

下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、議案外の報告を終わりたいと思います。



下田寛委員長

教育委員会事務局の準備のため暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

上につきましては、詳しくは歳出で御説明します。

3ページをごらんください。

歳出、款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、そのうち節8報償費から節14使用料及び賃借料までにつきましては、また4ページをごらんください。

項3中学校費、目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、事業ごとにこの後、御説明をさせていただきます。

それでは、飛びまして、7ページをごらんください。

まず、児童生徒の活用力向上研究指定事業について御説明します。

この事業は、佐賀県教育委員会の指定する鳥栖西中学校及びその校区内の麓小学校及び旭小学校が、国語、算数・数学を中心に、各教科における基礎的・基本的知識や技能の習得とあわせて、それらの活用力を高めるための授業等における実践的研究を行い、教員の指導力向上及び児童生徒の学力向上を目指す事業に対する委託金でございます。

新学習指導要領で児童生徒に求められていく活用力を身につける指導方法等の研究が中心となります。

県からの委託金75万円を、研修会の講師謝金や旅費、研究図書購入費、研究発表会に伴う消耗品購入費用などに支出する予定でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

学校安全総合支援事業について御説明します。

この事業は、昨年度、鳥栖中学校が実践校に指定され、鳥栖中学校区で行いました防災教育を今年度は、鳥栖市をモデル地域として鳥栖小学校を拠点校に市内12校で災害安全について理解し、対応について実践的に学ぶ研究事業でございます。

昨年度は、風水害を中心に学習を進めましたので、今年度は地震についても学ぶこととし、鳥栖小学校では、熊本地震の被災地を訪問し、被災地や被災者から直に学んだり、福岡市民防災センターにおいて、地震を含め風水害について体験的に学習したりすることとしています。

そのほかの学校につきましては、児童生徒が、佐賀地方気象台等から派遣される学校防災アドバイザーの講演を聞いたり、市立小中学校の安全教育担当者が、鳥栖小学校で開催予定の防災学習プログラムによる授業を参観したりして、自然災害に対する意識の向上等に努めてまいります。

また、学校関係者のほか、まちづくり推進センターや区長会、消防団などの関係者を交えて、実践委員会を組織し、地域ぐるみの取り組みとなるように協議していくこととしております。

県からの委託金100万円につきましては、被災地等の訪問のための旅費、バス借上料、研究実績報告書の印刷製本費、実践委員会の委員謝金等に支出をする予定でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

外部専門機関と連携した英語指導力向上事業について御説明します。

この事業は、平成26年度に国が定めましたグローバル化に対応した英語教育改善実施計画に沿って、英語教育推進リーダーを養成したり、英語指導力を向上させたりすることを目的とした事業でございます。

佐賀県から推薦を受けた英語の教員が、英語指導力向上のために、佐賀大学などの外部専門機関やつくば市にございます教員研修センターで研修を行い、英語教育推進リーダーとして、県内及び各地域で学校現場の教員に対して自分が学んだことや実践して効果のあった英語指導方法などを広め、ひいては各英語教員の指導力の向上を図る事業でございます。

今年度は、基里中学校の英語教員が推薦を受け、研修や授業公開を行う予定としております。

県からの委託金20万円は、研修会講師謝金、研修会参加旅費、研究発表会のための消耗品等に支出をする予定でございます。

続きまして、10ページをごらんください。

この事業は、田代中学校が佐賀県教育委員会から研究指定を受け、平成33年度から完全実施となります新学習指導要領にのっとった指導方法の改善を含めた教育課程を研究する事業でございます。

田代中学校では、今年度の校内研究テーマとして、思考力、判断力、表現力を高める指導方法の研究を掲げておりますので、主にこの趣旨に従って研究を進めていくこととなります。

県からの委託金20万円は、研修会の講師謝金、研究先進校視察旅費、研究図書購入費、研究発表会に伴う消耗品購入費用などに支出を予定しておるところでございます。

それでは最後に、11ページをごらんください。

部活動指導員活用研究事業について御説明します。

この事業は、佐賀県が行います部活動指導員の活用に関する2年間の研究事業の補助を受け、中学校に部活動指導員を配置する事業を行うものでございます。

部活動指導員の報酬として、1時間当たり1,600円、週6時間、本年度は年間で26週、合計で24万9,600円を国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担をすることとなっております。

今年度は、鳥栖中学校女子ソフトテニス部に部活動指導員を1名配置いたしまして、その活用方法や学校運営に対する効果などについて、県とともに検証していくものでございます。

以上、学校教育課からの説明を終わります。

江寄充伸教育総務課長

それでは委員会資料、戻っていただきまして、5ページのほうをお願いいたします。

報告第2号 繰越明許費繰越決算書について御説明をさせていただきます。

このことにつきましては、さきの3月定例会市議会におきましてお願いしておりました繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので報告するものでございます。

3行目及び6行目の小中学校特別支援学級整備事業につきましては、春休み期間に入っからの事業実施となったため繰り越したものでございます。

それ以外の、小中学校の屋内運動場非構造部材改修事業、トイレ改修事業及び鳥栖西中学校大規模改造事業の5事業につきましては、国の平成29年度1次補正予算で事業採択されましたけれども、事業実施が本年度となるため繰り越したものでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、6ページのほうをお願いいたします。

先ほど御説明しました繰り越し事業の中の鳥栖西中学校管理棟大規模改造工事に関して、仮設校舎に関する費用の事業費の中での節間の流用のほうを、先日からお願いしておりました件につきまして、再度御説明をさせていただきます。

鳥栖西中学校管理棟の大規模改造工事につきましては、今年度、平成30年度の当初予算編成時点では、6ページにお示ししておりますスケジュール表の上段の部分ですね。当初のスケジュールというところに記載しておりますとおり、今年度、平成30年度に設計業務を実施いたしまして、平成31年度、来年度に本体工事のほうを6月から夏休みを挟んで11月までの工期を予定していたところでございます。

繰越計算書のほうで御説明いたしましたように、国の平成29年度1次補正予算で事業採択をされたことに伴いまして、3月補正予算で事業費のほうを計上させていただいております。

工事につきましては、繰り越しということで今年度実施することになりましたけれども、繰越予算となるため今年度中に工事を完了させなければならないということになりました。

しかしながら、設計業務のほうも行っていなかったために、設計業務については昨年度、平成29年度の予備費をお願いいたしまして実施しているところではございますけれども、通常であれば上記のスケジュールのとおり、夏休み期間中に校舎の内装関係の工事が可能などところ、今回は、スケジュールの下段に記載しておりますとおり、設計業務の関係上、本体工事の事業着手のほうが9月となる見込みでございまして、夏休み期間中の内装工事ができないということから、仮設校舎が必要となったところでございます。

これまで、本市におきましては、大規模改造工事で仮設校舎を利用した経験がなかったこと、また3月補正予算計上まで非常にいとまがなかったということもございまして、十分な調査ができなかったこともあって、結局、県内で仮設校舎を利用した経験のある自治体に照

会いたしましたところ、仮設校舎にかかる経費につきましては、本体工事費に含めて工事請負費として計上しているということでございましたので、3月補正予算では、とにかく必要経費の確保ということがありますもので、同様に、概算で工事請負費のほうに予算計上のほうをさせていただいたところでございます。

しかしながら、設計業務を進める中で仮設校舎の規模、それから設置場所等を検討した結果、仮設校舎の現地での建設に4カ月程度かかるということが判明しましたので、設計終了後、本体工事の発注に合わせての仮設校舎建設では工事が年度内に完了しないということが出てきましたので、仮設校舎につきましては、先に分離発注する必要があったため、経費につきましてもリース契約ということになりますことから、節15の工事請負費から仮設校舎の必要経費分を節14の使用料及び賃借料のほうへ流用をお願いしたところでございます。

以上で、議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）関係の説明を終わらせていただきます。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

竹下繁己委員

すいません、県とかから補助金 coming じゃないですか。これって、鳥栖市が取りに行ってもらってきているんですか。それとも、県がやってくれつつって、勝手にちゅうか、上からどんと落ちてくるんですか。

平川富久学校教育課長

補助金につきましては、部活動指導員の3分の1が補助金で、あと4つの事業につきましては、もう委託金ということで満額いただいております、説明をさせていただいたところです。

その委託金で、4つの事業をさせていただいておりますが、これにつきましては、県のほうから御相談もありますし、こちらから、ぜひこの学校でやりたいとか、また県のほうからこの学校区でやっていただけないかとかいう御相談はあっております。

いずれにしても、そういう事業をいただいたことで、子供たちのためや先生方の指導力の向上につながるということで受けているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

そうしたら、この指定校とか拠点校、研修協力校とか、こういうのはやっぱり意味があって呼び名が違うんですかね。

平川富久学校教育課長

それでは、まず田代中学校が研究指定校ということで、教育課程、新学習指導要領にのった教育課程の研究をするようにということになっておりますが、これにつきましては、平成28、29年度に田代中学校区で、ことし鳥栖西中学校区でやります活用力向上の事業を受けておりました。

その延長として田代中学校で——小学校は、再来年ですかね、完全実施となります。

中学校は、もう一年長くありますので、その研究を引き続きやっていただくことで子供たちに還元をしたいということで、県から相談がありまして田代中学校にお願いをしたところが、経緯がございます。

それから、基里中学校で行います英語指導力向上の研究事業でございますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、県の中で、今度は基里中学校の英語の教員が推薦を受けて、英語教育推進リーダーとなるべく中央のほうでも研修を受けるということですので、基里中学校ということになっております。

それから、鳥栖小学校で行います学校安全総合支援事業につきましては、御説明をいたしましたように、昨年度、鳥栖中校区で防災教育を行いまして、昨年は鳥栖中学校が中心でやっておりましたが、鳥栖北小と鳥栖小学校が、アドバイザーの派遣校ということで、昨年度1年間、研究をしております。その流れから、鳥栖北小か鳥栖小のいずれかが、今度新たに、昨年度鳥栖中がやったような——呼び方が変わっておりますが——中心校になるというふうに、昨年度からありましたので、今年度は、鳥栖小学校のほうを中心にやろうということで、県と話し合って決めたところでございます。

もう一つ、御質問にはなかったんですが、鳥栖西中校区につきましては、活用力ということで、今年度、新たに鳥栖西中学校区でというふうにお話がありましたので、そのように鳥栖西中学校区の中学校、小学校のほうに研究をお願いしたところでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

この、言うたら、指定校になった学校とか、協力校に選んでもらった学校とか、現場の方々はどうなんでしょうね、喜んでらっしゃるんですか。

何か今、教職員の働き方改革とか進めている中で、仕事量を何かふやしているような雰囲気なんですよ、僕としては。それとの整合性というか、うまくやられているのかなと思ひまして。

平川富久学校教育課長

御心配をいただいた点も、十分配慮をしながら先生方にはお仕事をさせていただきたいと思っております。

昨年度から、教職員の働き方改革については、いろいろな指導が文部科学省のほうから出ておりますが、我々が子供たちのために指導をする、その大きな決まり事であります学習指導要領が、国が定めているものが変わってきております。

御承知のとおり、2年前倒しで小学校の道徳が新しくなりまして、今年度から教科化をされております。平成32年度からは、御承知のとおり小学校5、6年生につきましては、英語が——今まで外国語活動と言っておりましたのが——教科として35時間プラスになって70時間するよという決まりごとによって変わってまいります。3、4年生も35時間の外国語活動が新たに平成32年度から始まります。

その準備に向けて、そして学習指導要領が求める指導力、それから子供たちにつけさせなければいけない学力、力、こういうものも強化をされていかなければなりませんので、こういう研究をいただくことで先生方がそういう授業を心がけられるという点では大変いいことかと思いますが、一方、御指摘のとおり、働き方改革、多忙化ということについても十分配慮しながら進めていかなければならないと教育委員会としても考えているところでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

今、その働き方改革の話があったんで、ちょっと私もするんですけど、これ、ことしの2月9日に各都道府県教育委員会の教育長宛てに、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底についてということで、各県の教育委員会に出とるんですね。

そして、各市町の教育委員会に周知が図られるように配慮せろというふうなことで、まあ、知ってあると思いますけれども、この中に、さっき言われたように、研修の適正化とか各種研究事業等の適正化と、研修報告書等についても過度の負担にならないように簡素化を図れとか、あるいは教師の負担に配慮せろと、いろんなことが書いてある——御存じだと思いますけど。

それで、さっき言われた5つの事業といったものは、今回補正予算が出ているけど、こういった事業というのは、年度初めとか、ある程度最初の段階でわかってしているわけでしょう。年度の初め——いつかはわかりませんが。

当然、5月か6月になってやるんじゃなくて、県のほうであらかじめ計画を立てて、今回

は鳥栖市にやらせようとかいうふうな形で計画を立ててやっておられるんだと思うんですけども、そういった意味で、単純に、事業が多い少ないが負担のどうのこうのじゃないんですけど、そういった面で、去年と比べてみて、あるいはこれ自体がことしの2月なんで、あれなんですけど。

やっぱり、その辺の改善が見られたとか数が減ったとか、何かその辺はありますか。

平川富久学校教育課長

その数等については、精査をしておりますので正確にはお答えができません。

県内で、どのような数の変更があっているのか、そこまでは調べておりませんので申しわけございませんが、今、回答はできませんけれども、この働き方改革は、昨年、特に9月ぐらいから大きく言われて、緊急提言も8月に出了されたかと思います。

それについて、順次できるところからということで、一般質問等でもお答えをさせていただいているところですので、それに沿って国や県も行っているものと思います。

今回、昨年は、防災教育一つでした。ここで、6月に御審議をいただいたものがですね。

それにつきまして、そのほか4つふえているというところからすれば、鳥栖市にはたくさん来ているなという感じはしておりますが、県下全部で、文科省がどのような計画を立てるのかについては、申しわけございません、把握をしておりますのでお答えはできかねます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

一番最初に言ったこれは、年度初めに決めるんでしょう。今度、補正がぱっと出てとるっちゅうことなんですけれども、もっと早い段階でわかっているわけでしょう。

平川富久学校教育課長

そうでございます。

ただ、当初予算には間に合う時期ではございませんでしたので、このような形になっております。毎年このような状況でございます。

尼寺省悟委員

ちょっと、念のために言っておきますが、私がこういった4つの事業を、いかんとかけしからんと言うつもりはないんであって、それぞれね、意味があるものだと思っておりますけれども。

ただ、やっぱり今の、先生たちの過重な勤務状況を見るとですね、整理すべきものは整理するとか、二重負担にならないような形の配慮を、さっき、当然配慮してやっていくと言われたんですけどね。ぜひ、その辺を踏まえた形で、こういったいろんな指定校の整備とか、いろんな研究事業については、その辺は十分配慮してやっていただければと思います。

以上。

天野昌明教育長

今、尼寺委員から言われましたことをしっかり踏まえて、今、竹下委員も言われたことも含めてですね、しっかり配慮しながらやっていきたいというふうに思っています。

一応、国から県のほうに指定が来まして、県のほうは一生懸命、どこに頼もうかなということも含めて検討して、そして、鳥栖市にこれをお願いしたいということ comes。

私としては、受けたときに、これはもう過去においては、いや、これは受けても意味がないと。これは、今、子供たちに必要はないとかそういうことを含めて、いや、受けませんというのは、はっきりそれは言っております。

そういう中で、やっぱり昨年が、今、課長が言いましたように一つの指定という形で受けたんですけども、やっぱり県は県でたくさんの指定をもらうもんだから、それを振り分けていく中でっていうようなことで、やっぱりことしはこれだけのものが来たというふうに思っています。

ただ、今言いましたように、どれも非常に大事なもので、今、各学校がやっている校内研究に全く相反するものではないんですね、全て。そういった意味で、受けやすく、しやすい——しやすいって言葉は悪いんですけど、子供たちのために役立つという、そういう方向で、これだったら受けることができてもいいんじゃないかなということで選んでみました。

もう一つ、観点を変えてですね、実は、働き方改革とかで、非常にそういうことやっていきますけど、今若い先生方がふえているんですよ。本当にふえています。

今、2つの山があって、50から55歳ぐらいの職員と20代から30代の職員がものすごくふえて、もっとふえる予定です。ことしは、20名の新採（「21」と呼ぶ者あり）、21名やったですかね。新採が来て、全ての小学校、中学校に、基里小学校は養護の先生が入ったんですけど、それ以外は全部入ったんですよ。

それぐらいふえている、来年は、御存じのように小学校は百九十幾らで、六十何人ふやすんですよ、新採を。新採っちゅうか小学校の教員をですね。

そういう流れの中で、やっぱ若手がふえている中で何が心配かっていうと、やっぱ指導力を上げるっていうことが大事なんですよ。

それで、やっぱり私も昔——私ごとになるんだけど——昔、竹下委員が麓小学校にいたときは、基礎学力ということで指定を受けて一生懸命頑張った。そして、樋口議員が旭小学校にいたときには、勤労生産学習でしっかり指定を受けて頑張った。鳥栖小のとき、松隈委員がおられたときは統計教育ってことで頑張ったということで、やっぱりそういう流れがあって、職員は資質向上するんです、資質は上がる。やっぱり、それだけ子供たちの学力も

上げることができるということで、働き方改革はあるんだけど、こういう指定を受けないとなかなか職員は勉強しないんですよ。

そういった意味でも、そこは上手にこちらもコントロールしてやっていくんですけども、やっぱりそういう指定を受けて、もちろん鳥栖市も小中一貫教育の指定をことしから鳥栖中校区にお願いしてますし、西中校区は11月22日に研究発表をするという形でやっていますので。

あれも、非常に厳しいものじゃなくて、各学校にお任せをするような形でやっていますので、そういった意味ではしっかり内容等については考えて、実際に指導をしていきたいというふうに思っています。

ただ、若手がふえているんで指導力を上げないといけないっていうのも片方はあるということ、御理解いただきたいというふうに思っています。

以上です。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

さまざま今お話伺って、教育委員会の皆様が最近夜遅くまで仕事をされていたのは、これだけの事業をされてあるのかなというのがよくわかりました。

今、教育長の御決意もありましたように、本当に期待もしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、ちょっと確認ですが、防災教育で授業参観もあるということでしたが、これはどなたでも参加をしてもいいのかどうかを教えてください。

平川富久学校教育課長

2学期に行う予定にしております。先ほど、12校の安全教育担当者というようなお話をさせていただきましたが、この事業の趣旨でもあります地域ぐるみでということがございませうので、地域の方にも御案内をいたしますし、もし議員さんの中で興味を持って見られたいという方があれば御案内を差し上げたいというふうに思ひますので、それは、当日参加いただくことは、全然構わないこととございませうので、どうぞよろしくお願ひいたします。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ぜひ、私も参加させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それと、部活動の件なんですけど、指導員をどのような手順で選出をされようと思ひていらっしゃるのかをお伺ひしたいと思ひます。

平川富久学校教育課長

これにつきましては、いきなりこの人をと、外から連れて来てでもですね、なかなか相手が子供たちでございますので、これまでいろんな形で、外部コーチ等で子供たちにかかわっていただいたような方。それで、子供たちもこの先生ならついて行こうと思っている方。そして、保護者からの信頼もあり、学校教育の一つとして部活動があるということを重々御理解されている方。

それで、競技力向上のみ、勝利至上主義といいますか、そういうことではなくて、子供たちの健全育成のための一つとして部活動を捉えて、いろんな意味で配慮をいただけるような方、そういう方を学校とか教育委員会とか相談をしながら決めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

今度、鳥栖中学校の女子ソフトテニス部のほうにお願いしています指導員につきましても、これまでも指導の経験があり、子供たちや保護者、学校とも連携が取れている方ということでお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それでは、その部活動の指導員の方をいつぐらいから雇用されるのかと、あと担当の先生とのその役割というか、それをどのように考えていらっしゃるかを最後に教えてください。

平川富久学校教育課長

今、事業費につきましては、御審議をいただいているところですので、これが正式にお許しをいただいてからというふうに思っております。それが一つでございます。

それから、もう一つは、これは御説明を申し上げましたように初めての取り組みで、こういう指導員を導入することでどういう効果があるのか、どういう課題があるのか、そういうことを県のほうと一緒に検証をしていくこととしております。

それで、佐賀県中学校体育連盟、いわゆる県中体連というところも、この指導員につきましては、顧問となり得るという判断をしておるところでございます。

したがって、この指導員のみでいろいろな中体連等の引率も、制度上は可能でございますが、いきなりそれは厳しいだろうというふうに思っております。

例えば、土日の練習とか教員がその現場に行かなくてもこの指導員だけで練習を見るとか、近隣の学校に練習試合に行くとかそういったところから始めて徐々に、指導員の方の御意見も聞きながら、学校の意見、保護者の意見等も聞きながら、その理想といいますか、指導員の形にどうやったら近づけるのか、課題は何なのか、そういったことを検証していきたいと

いうふうに思っております。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

西依義規委員

じゃあ、僕も関連で、県の当初のやつでは、県内で45人程度を見込むって書いてあって、そいで、その記事によると県内には800の部活のうち、40.3%が競技の専門家でない教員が顧問を務めてたっていう記事があるんですけど、鳥栖地区では、何個の部活で何%が競技の専門家でない教員がまず顧問を務めているのか、じゃその中から、どうやってこの鳥栖中のソフトテニスが選ばれたのか。

そして、検証した結果、これは効果があった結果、だけど県のほうでは、例えば200人までですよと、県内で。

そうなった場合に、鳥栖市に例えば20人の枠が来ました、だけどほかの部活はその予算から漏れる場合もあるということに対して、今度、市が独自にそういったところも考えられるのか。

中途半端にしたら生徒たちに混乱を招くんですよ。ああ、鳥栖中のあそこの先生、いいやん、えらい強ようになったやんって言って、ほかの田代中とか西中とか、その方々に対してあくまで研究っていうのはわかりますよ。

だけど、3年生で1回の3年生しかないし、2年生の1回の3年生しかないしですね。

その辺をどういうふうな心づもり、腹づもりでこの事業を始めようと思っているのか、その辺まで含めて、御見解をお尋ねしますけど。

平川富久学校教育課長

今、委員御指摘いただいたその数字につきましては、本市としては、申しわけございませんが……。

すいません、担当からお答えさせてもらってよろしいですか。

中島達也学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

委員の御質問の中で、競技経験等につきましてはですけど、昨年度の資料になりますが、昨年度について、調査をかけたところ、自身の競技経験とか活動経験がない教職員は55%という数字でございました。

西依義規委員

じゃあ、鳥栖中学校のこのソフトテニスは競技経験がない部活なのか、それとも競技経験があるけれども、ただその信頼関係、外部顧問がいらっしゃる部活はそうないと思うんで、

そこはたまたまマッチングしたのか、それはどっちですか。

平川富久学校教育課長

すいません、確認をしてはおりませんが、その顧問と一緒に勤めたこともございますので、そこからすると、恐らく競技経験はない先生だろうというふうに思っております。

それと、委員御指摘のように、先ほどのような信頼関係とか学校、保護者、生徒との関係がある中で、お願いをしたところは正直ございます。

それで、今後のことについてのお尋ねでございますが、それにつきましては、この結果を見てみないと何とも言えないなというところが正直ございます。文科省とかいろいろ示す中では、大変理想となる教職員の働き方改革推進に役立つところでございますが、なかなか現実としては、ハードルは高いものがあるかなというふうに思っております。

それは、人材確保の意味からも、それから指導員の身分、それからその他、任用をするための費用等のことも含めまして、いろいろな課題を実際やってみた上で判断をしていかなければならないというところで、今のところ考えております。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、勝手に要約しますけど、国、県が必要性を認め、引き続きこれを続けていこうという方針であればもちろんそうでしょうけど、国、県が予算の面、人材確保の面も含め、ちょっと無理があったなっていうことであれば、という捉え方でいいですかね、今の答えは。

平川富久学校教育課長

その判断もありますし、我々も県と一緒に検証をするというふうにしておりますから、鳥栖市としてどうだったのかについても、やはりそれは考えていかなければならないと思いますし、いろんな意味で国や県の補助、力添え、アドバイス、そういうものも必要になってまいりますので、そこを総合的にいろんな、多角的に判断をして、この事業については考えていかなければいけないというふうに思っております。

西依義規委員

すいません、参考までに、佐賀県内の採用の、他市の人数とかわかりますか。

例えば、唐津市が何名、武雄市が何名——鳥栖市は1名ですけど——それってわかりますか。

中島達也学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

本年度、この実施を行う市町につきましては、佐賀市、鳥栖市、武雄市、鹿島市、神埼市、それから太良町、吉野ヶ里町、基山町、江北町、上峰町、みやき町、有田町、合計12の市町

で実施をすることとなっております。あと、県立の中学校のほうでもですね。

それで、個別には持っておりませんが、トータルで32人を指導員として雇用すると聞いております。

以上です。

松隈清之委員

以前も、一般質問等で聞いたんですけど、要はこの部活動の位置づけですよ。

これは、以前聞いたときは、学校教育の一環という位置づけをされていたんですが、これは今後も変わることがないのか。

それで、この位置づけってというのは、要は文科省がそういう位置づけをしているからそれは変わらないのか、それとも、教育委員会ごとにどう位置づけるかを判断できるような類いのものなのかっていうのをお尋ねしていいですか。

平川富久学校教育課長

委員の御質問にお答えしますが、現在の学習指導要領の中に、教育課程と関連づけてというような指導がっております。

この方向は、先ほど申しました平成33年度に新しくなる学習指導要領の中でも、同じ方向だというふうに認識をしておりますので、学校教育の一環といいますか、教育課程と関連づけた教育活動の一部と申し上げてよろしいかと思いますが、そのような方向で部活等については、各学校のほうへ指導していく予定でございます。

松隈清之委員

ちょっと、わからないんでお尋ねしますが、例えば顧問の先生が部活動をする時間と違ってそれぞれ違われるじゃないですか。あるいは、土日に試合があったりして、引率で連れて行かれるケースもありますよね。

じゃあこれ、業務としてそれに対する時間外手当と違っていうのを支払われているんですか。

平川富久学校教育課長

細かい規定は宙には覚えておりませんが、それは業務の手当てとして、その業務に従事した場合は支払っております。

松隈清之委員

例えば、それをね、軽減していこうというような……、まあ、仮に手当があったとしても、労働時間が長過ぎてとてもしんどいという部分も含めて軽減していこうというところだと思うんですけど。

そうすると、例えばなんですけどね、要は顧問の先生がいらっしゃらなくてもその方を顧

間のかわりとしていただくとできるとするなら、この週6時間というのがどういう根拠でなったのかっていうのがよくわかんないですよ。

例えば、土日に1日、どっか連れていったら6時間で済まないケースだってありますよね。もう、その時点で時間をオーバーして、この方は、6時間以上働いた分はもう、要はそこに顧問としている資格すらないのか、それとも無償で働くっちゃうことになるのか。

そこら辺の、何で今回——研究とかっていう意味でわかるんだけど——じゃ軽減するのにどれくらいの時間が大体できるのかとっていうのもやっぱり研究しないといけないと思うんですよ。6時間ぐらいね——部活動にもよると思うんですよ。試合とかが多い部活動もあれば、あるいは部活動でも要は文化系の部活動で、余り土日やらない部活動もあるんですよ、確かに。

それに対しては問題ないかもしれんけど、部活動によってやっぱり頻繁にね、試合に行ったりするケースでは、この週6時間というのが果たして妥当なのかどうかっていうのも、何で、この6時間にしたのかと。

週に6時間、全く顧問の先生なしでね、やる時間が6時間ぐらいあれば、大分軽減されるということでまず6時間って設定されているのかがよくわかんないんですけど。

それ、どういうふうにお考えですかね。県がつくっているんでしょうけど。

平川富久学校教育課長

御指摘いただいた6時間の妥当性につきましては、正直申し上げまして私自身もクエスチョンマークが残るところはございます。

ただ、現在の部活動のあり方、ヒートアップし過ぎているのではないかとと言われる部活動もございます。

今回の議会で、一般質問で尼寺議員からも御指摘ありましたように、部活動の1カ月の時間を明確に基準を示す必要があるのではないかと御指摘もありますし、先ほど委員さんから御紹介のありました文科省事務次官からの通知文の中にも、明確な基準を示すようにということがあっております。

それにつきましては、各学校の現状等の意見を聞きながら考えていきますと御答弁させていただいたんですが、その辺のこととこの時間についてどうなのかっていうところもですね、考えていく必要があるのかなと思っております。

現在の状況からすると、松隈委員さん御指摘のとおり、これが本当にそうなのかと言われると、非常に私も、お答えが明確にできないところではございますが、今回につきましては、県の指定する時間もありませんので、このように設定をさせていただいているというのが正直なところでございます。

中島達也学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

若干、付け加えをさせていただきたいと思います。

この時間につきましては、県というより国のほうからおりてきた時間でございます。

昨年度、そもそも概算要求時におきましてはこの事業、スポーツ庁が所管をしておりました。一番新しくおりてきたのは、当然閣議決定後になるんですけど、これが文部科学省に所管が変わって、おりてきております。

そういう中で、予算も約3分の1になっておりますし、人数としても、概算要求時は7,100人分として要求されてあったんですけど、最終的には4,500人まで少なくなっております。

そういう中で、また時間につきましても、概算要求時には、週勤務時間8時間という——それで十分か、というところはあるんですが。当初、8時間でおりにきておりましたけど、最終的には6時間という形で国のほうからおりにきているという経緯がございます。

松隈清之委員

先ほど、僕もそう思っているんですけど、要は過熱し過ぎじゃないかと。要は、学校教育の一環としてスポーツだとか文化とかにね、授業時間外でかかわる教育の一環としての部分と、やはりその競技、あるいはスキルアップだとか、あるいは勝敗だとかっていう部分も含めて、学校によってすごく温度差あるじゃないですか。

やっぱり、それに力入れている学校も現実あるんですよ。

それで、公立高校と私立じゃまたそこも違うでしょうし、でも戦うステージっていうのは中体連だったりインターハイであったり、結局同じ土俵でやらないかんわけじゃないですか。

だから、もちろん国が考えるところが大きいとは思いますが、学校の教員が、要は顧問としてやっていくのに、先ほど言われたように競技経験もない中でやらないかんとか、指導方法がわからん中でけがが起きたり、誤った指導法があったりとかしたときに、これ、前一般質問で聞きましたけどね、果たしていいのかっていう部分も言いましたけど。

そういったことを考えたときに、要は学校の先生は——やりたくないという言い方はせんでしょうけどね——自分は競技経験ない、あるいは子供たちのために、もう本当は休みたいけど試合に連れて行かないかんとか。それで、何かあったら文句を言われると、ね。

だから、今、非常に中途半端な状態なんですよ。

だから、今回の予算も少しでも軽減という意味では、意味がまるっきりないとは言わないんだけど、その不安定な立場に置かれているっていうのは多分変わらないですよ。多分、保護者からは、子供たちが頑張りたいと言っているからもっと練習してくださいとかね、幾ら国が、学校が言っても。

そこも、やっぱり教育課程の一貫っていうことのために先生が縛られている部分はあると

思うんですよね。

だから、今回、例えばこのケースで、6時間以上働いたときに、この人は多分来てくれると思うんですよ。恐らく、6時間だろうが10時間だろうが。

実際、どれくらい働かれたかね、そこも多分調査をされるんだろうと思うけど、それでなおかつ、先生の負担がどれくらい減ったかっていうのをきちんと調査していただいて、この程度じゃだめだとかね、実際これをしたところでこういう課題を解決できないっていうことを、やっぱりきちんと報告して今後につなげていっていただかんと、多分、根本的なね、問題は解決しないと思うんですよ。

お願いします。

下田寛委員長

御意見として。

中村直人委員

今、話があっておりますけれども、これはスポーツ庁が、ことしの3月にガイドラインをつくっているんですよね。運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン。今、ちょっと開いているんだけど。

その中で、自治体や学校も運動部活動の活動指針を策定することと、こういうこともあっておりますよね。

それで、今回、出されておりますけれども、これは将来にわたる部活動のあり方全体を考えていきましょうよ、というガイドラインだと思うんですよ。しかも、過熱にならないように、子供たちの体育の関係も含めて週2日以上以上の休養日の設定だとか、平日2時間、休日は3時間程度という練習時間の上限が示されているわけですよね。

さらに、この長時間練習の改善、超過勤務等の顧問の過度な負担改善を目指すということでされているだろうと。その一環として、今回はあるんじゃないかなっていう気もしますが、鳥栖中のソフトテニス部という――女子は物すごいわけですよね。何か、余りにも多いから、そのちょっと補完的にしよるのかなっていう気もしたんだけど、それはそれとして。

やっぱり、将来にわたっては、学校の先生だけではどうにもならないと。ましてや、指導資格を持たないと今後の部活はできないということに、もうなっているんですね。

少年野球だって、もう今、スポーツ少年団から来ているんだけど、監督も指導者資格を持っていないとチームを編成できないと、こうなっているんですよ。だから、各少年野球の監督たちには、その資格を取るための受講を今していただいておりますけれども。そういうふうには、無資格者、資格を持った者でないとできないということになると、将来に

わたって、先生たちが持ってないと誰もできないようになるわけですね。

そうすると、今度、今でも学校体育、社会体育が崩壊をしているから地域スポーツでやりましょうということで総合型運動スポーツがずっと普及してきたわけですね。

ですから、その関連とどう結びつけるかというのがこれからの課題になってくるであろうと思いますので、小手先の問題やなくして。

そうしますと、市も総合型の地域スポーツクラブなどに重点を移行せざるを得ない。そこで指導者資格を取ってもらって、その人たちが補完的な役割をしていく。これが、今から先のヨーロッパ型のスポーツ形態になってくるだろうと思いますけれども。

ですから、そういったものを含めて、やっぱり将来にわたる、この一つの、入り口に入ってきたんだということの捉え方をしながら今後やっていかないと、ここだって、今、決めとるかな——第1水曜日と第3日曜日ぐらい休みやないですか、部活動は。ですよ。

そこも、やっぱりある程度、近隣の市町の学校が休みますよっていうのを統一してもらわないと、大会を開いたときに、よその地区の中学生はいっぱい来とるわけですよ。鳥栖市の中学校だけ誰もいない、何でって聞いたら、きょうは部活動お休みの日ですから参加しておりませんと、こういう事例もあるわけだから。

そういったものも含めて、やっぱ交流をするなら県内どこでも統一して何曜日と何曜日はお休み、そのほかのときに、今度はそういう大会の日程を組んで交流をするとか、そういったものが、必然的に大会日程を決めていかにやいかん状況も出てきますからね。

ですから、そういった面も含めて、やっぱり改善をこれからやっていくんだという一つの入り口だろうと思いますから、そういった面も含めて研究していただくということと、やっぱり部活動、先ほど言われるように、学校によっても、顧問の先生の熱意によって全然変わってくるところもありますから。やっぱり、全然したことの無い先生がやっても大変だと思うんですよ。ですから、今、外部でもクラブがありますからね、そこから、中体連やらにも出れる、引率もできるような状況になってきているんで。

だから、あとはその引率する人の身分保障の問題だとか、整理するところが出てきておりますけれども、やっぱそういったところもあるので、そういったところにおんぶできる場所はおんぶされていくというふうな状況が今後必要ではないかと、こう思っておりますので、そういった意味の改善をぜひやってほしいなと思います。

以上です。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

竹下繁己委員

すいません、児童生徒の活用力向上研究指定事業なんですけれども、私としては、講師派遣旅費と消耗品費のこのでかさがちょっと気になるんですけど。

ちょっと内容、どんなことをされるのか、もう少し詳しく教えていただいてもよろしいですか。

下田寛委員長

議案書でいうと、何ページですか。（「7」と呼ぶ者あり）

7ページ。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

まず、講師謝金等につきましては、鳥栖西中と麓小学校、旭小学校、それぞれにおいて講演会を開催されることになっておりまして、計画のほうでは、大学の先生のほうを東京のほうからそれぞれ呼びして講演会を開催されるということで計画をされております。

また、消耗品費等につきましては、主に印刷機の印刷マスターとかインク代とか、こういう物になりますし、またその他、掲示用のマグネットシート、こういう物とかも結構——1個500円ぐらいする物を200個買われたりとかですね——そういう物とかでも、結構金額的には張っているところがございます。

また、図書購入費として、それぞれ研究図書のほうを買われるところがございますので、この分について図書購入費等を上げさせていただいております。

内容的には、以上のような形になっております。

以上です。

竹下繁己委員

そうしたら、講師3人分の謝金と旅費と理解していいですかね。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

講師謝金、旅費につきましてはその分になります。

竹下繁己委員

そうしたら、この内容っていうのは、鳥栖市独自で考えられたのか、それとも県からこういう事業をしてくださいというような指示があったのか教えてもらっていいですか。

平川富久学校教育課長

活用力向上ということで、活用力とはということで下のほうに書いておりますが、基本的に活用力というのは学校教育法の4章、小学校でいいます第30条の第2項のほうに規定をされておまして、基礎的知識、技能を習得しそれを活用して課題解決につなげる力、その中で例示として、思考力、判断力、表現力という言葉が出てまいります、まずそこを子供たちにつけていくという意味では、県からといいますか国からといいますか、同じ内容になっ

ております。

ただ、それをどういう形で、教科でどういうふうにつけていくのか、その辺については各学校で研究をしていくということになっております。

以上でございます。

松隈清之委員

こういう、勉強っていうかね、この活用力を身につけるためにつて、もちろん講師を呼んで来てって、それはそれでいいと思うんですけど、全国でも多分やらないといけないと思うんですよ、同じようなことをね。鳥栖市だけじゃなくて全国でも多分そういうことやられているんですよ。

そうすると、来る人はもう引っ張りだこでいろんなところに行っているんだろうと思うんですけど、ディスカッション形式のだったらまだ質疑とかもあるでしょうからしようがないと思うんですけど、そういうものならもう映像とかでみんな見れるように配信してくれたほうがよっぽど旅費とかもかからんし、いいと思うんですよ。そういうのがね。

例えば、そういうやりとりなんかの事例も、こういうやりとりありましたっつうと同じような質問とかどうせ出てくるんで、そういうのとかね、せっかくデジタルに活用していければもっと——以前も言ったじゃないですか、発達障害なんかのやつもビデオで勉強できるようなやつ、いっぱいありますよって。ただで見れる、教育関係だったら特にね。

だから、もちろんいろんな専門家呼んでくる、そこでいろんな質疑をするっていうのも大事でしょうけど、多分限られるじゃないですか、ここに来れる先生とかってというのは、当然、リーダーみたいなね、そういう人になるんだろうけど。

その人が、やっぱりまた時間設けて誰かに伝えると、それも100%伝えるのって難しいと思うんで、もっとそういうところもICT化を進めてね、情報共有ができるようにしてもらいたいっていう御意見を、これ申し上げておきます。

それと同じ、関連になるんですけど、英語教育もありますよね、9ページか。

これなんかも、デジタル教科書とかで、例えば発音の上手な先生もいるかもしれないけど、そうじゃない先生もいるかもしれないじゃないですか。それこそ、デジタル教科書の中に、——昔はカセットテープとかでヒアリングやってたんですよ。今、どうなってるかわかんないけど。

そういった、もちろん個人のスキルも上げていくのは大事だと思うんですけど、それを上げるのにやっぱり労力とか時間とかね、負担とかがかかるのであれば、それを補完する仕組みっていうのも同時に活用していったほうがいいんじゃないかなと思うんで、もちろんこういう、人を呼んで来てやるっていう、わかりやすいやり方もあると思うんですけど、教育委員

それでは再開します。



報 告（教育委員会事務局教育総務課、学校教育課）

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会後の経過報告について

鳥栖市学校給食センター新築工事の是正工事の工程について

鳥栖市学校給食センターのランニングコストについて

食物アレルギー対応食の見直しについて

下田寛委員長

続きまして、議案外ではございますが、執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

全部で4件ございますが、4件続けて報告をお願いします。

ファイルについては、議案外の報告（教育委員会）と入っておりますので、御確認をお願いします。

それでは、報告をお願いします。

江寄充伸教育総務課長

それでは、議案外の報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、鳥栖市学校給食センター被災検証委員会後の経過報告についてでございます。

ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

さきの3月議会以降の経過について報告をさせていただきます。

4月17日、それと4月24日、この2日間でございますが、是正工事に係る今後の工程についての協議と詳細工期の工程について協議を行っております。

その後、5月30日でございますけれども、「鳥栖市学校給食センター新築工事の是正工事実施にかかる覚書」ということで取り交わしを行っております。

ページめくっていただきまして、3ページのほうをお願いいたします。

是正工事のスケジュールですけれども、ちょっと字が小さいかと思っておりますけれども、まずスケジュールでございますけれども、調理エリアと非調理エリアに分けて、それぞれ工事のほうを行っていきたくて予定しておるところでございます。

まず、下のほうになりますけれども、非調理エリア部分のほうを先に着手いたします。

非調理エリアにつきましては、玄関ホールとランチルーム、この2カ所でございますけれども、その工事を7月2日から入りまして、一応予定では7月19日を目途に非調理エリアの工事を実施すると。

その後、調理エリア、洗浄室、煮炊き調理室等でございますけれども、7月20日から8月11日までの工期で是正工事を行う予定としております。

簡単ではございますが、スケジュール等々については以上でございます。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

資料、4ページでございます。

4月の総務文教常任委員会の際に、御指摘をいただいております学校給食センターの経費と自校方式の際のランニングコストの比較をしたものを提出するように御指示をいただいていたものについて、御説明をさせていただきます。

資料のほうは、よろしいでしょうか。

A4縦長の資料でございますけれども、項目として配送費用、そして施設管理費用、そして給食運営費用、そして人件費、その他ということで、5つの区分に分けさせていただいております。

配送業務のほうからまいりますと、自校方式の際には年間387万5,000円となっていたものについて、給食センター方式では2,669万8,000円ということになっておりまして、委託料といたしました2,282万3,000円の増額というふうになっております。

こちらにつきましては、すいません、申し遅れましたけど、自校方式の際の経費につきましては平成25年度の決算額、そして給食センターの経費につきましては、平成29年度の決算見込み額ということでお示しをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど申しあげました配送業務につきましては、田代小学校で調理した給食を弥生が丘小に運搬していた費用でございます。

こちらにつきましては、全体的に8小学校に給食を運搬する関係上、配送に係る経費が増額になっております。

施設管理費用の中で、大きなものとしたしましては、新たに給食センターになったからこそ生じた点検業務、機器等の点検業務が主なものでございますが、業務名の横に星印をつけているものがございます。

合計5つございますけれども、こちらにつきましては、自校方式の際に、もう業務がなかったもの、あるいは自校方式の際に事業をやっていたけれども、センターと比較する際に、給食の分だけ案分することができないものというふうになっております。自校方式の経費の

中ではゼロというふうになっておりますが、幾らかは費用が生じていたと。ただ、その費用については案分することができないものでございます。

そういったものがございまして、施設管理費用といたしましては、自校方式の際には75万5,000円であったものが、センター方式になりますと895万2,000円と、819万7,000円の増額というふうになっております。

続きまして、給食運営費用でございます。

こちらの中で主なものといたしましては、炊飯業務が新たに出てきております。自校方式の際にはゼロというふうになっておりますが、センター方式になりますと719万9,000円というふうになっております。

こちらにつきましては、備考の欄のほうに少しお示しをしておりますけれども、自校方式の際には食材費のほうに含んでおりました。と申しますのは、米につきましては学校給食会のほうから買っていたんですけれども、学校給食会指定工場で炊飯をして、炊飯された物を学校のほうに納品をしていただいております。その関係で、市のほうからの委託料というのは発生をしていなかったところです。

こちらにつきましては、センター方式、現在では炊飯作業については、民間のほうに委託をしておりますので791万9,000円の経費が生じております。

そのほか、その次になりますけれども、電気料が大幅に増額というふうになっております。

まず、電気料の算出につきましては、平成25年度と26年度の1カ月当たりの電気料から給食に係る電気料を算出いたしまして、その11カ月分ということで案分をさせていただいております。

こちらにつきまして、自校方式の際には197万1,000円であったものが、センターのほうに変わりますと2,853万5,000円ということで、2,656万4,000円の増額というふうになっております。

同じような算出で、ガス代のほうを算出しましたところが、こちらにつきましては、自校方式の際は1,154万6,000円であったものが558万3,000円ということで、596万3,000円が減額ということになっております。

上下水道料につきましては、自校方式、センター方式ではさほど変わっておりません。

続きまして、人件費のほうでございますけれども、こちらにつきましては、正規職員の給与、職員手当、共済費といたしまして自校方式の際では6,640万4,000円ということになっておりましたが、センターのほうに変わりますと7,627万1,000円ということで、986万7,000円の増額というふうになっております。

自校方式の際の学校保健員、調理員の正規職員の人数は10人でございましたけれども、セ

ンター方式に変わった現在では、学校保健員は8人と。加えて、事務職員が3人の合計11人というふうになっております。

こちら、学校保健員につきましては、2人減っておりますが事務員がふえておりますので、結果的には1人増ということになっております。人件費としても増額ということになっております。

その下、賃金につきましてはですけれども、自校方式の際には7,466万4,000円であったものが、センター方式になりますと5,473万5,000円ということで、1,992万9,000円の減額というふうになっております。

こちらにつきましては、平成25年度には60人の嘱託職員と臨時職員がおりましたけれども、平成29年度は51人に減っております。

この、9人の減額だけではなく、実は臨時職員の勤務時間が自校方式のときよりも短くはなっております。人数は9人の減ですけれども、勤務時間につきましては、大幅に減っております。この影響で人件費のほうが減ということになっております。

その他、事務費につきましては、自校方式の際にも事務費はありましたけれども、こちらにつきましては、案分ができませんので、センター方式の分だけ掲載をいたしております。

合計で見ますと自校方式の際の経費といたしましては、1億6,839万円であったものが、センター方式になりますと――決算見込みではございますけれども――2億2,700万3,000円ということで、5,861万3,000円の増ということが見込まれているところです。

続きまして、資料5ページのほうに参りますけれども、資料のほうはよろしいでしょうか。

食物アレルギー対応食の見直しについてと題しました資料でございますけれども、自校方式からセンター方式に給食の提供方法が変わっても、自校方式、単独校で実施していた給食の対応をセンターになっても変わらずやっていくということでセンターのほうからスタートしておりますが、3年を経過して幾らか課題のほうが見えてきておりますので、そのあたりについて御報告と今後の考え方について御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、食物アレルギー対応につきましては、非常に難しい状況にはなっております。

対象となる児童がふえているということもありますけれども、対応する食品についても毎年変動がございまして、それによりまして食物アレルギー対応食品についても見直しを行ってきた関係で、非常にセンターとしても難しくはなっておりますし、保護者の中にも混乱が生じております。

資料の8ページ、一番最後のページになりますけれども、こちらの上のほうに、今までの対応の変化について表にしたものをおつけしております。

平成27年度から31年度まで挙げておりますけれども、平成27年度につきまして、品目は20品目ですね。これ自校方式のときと同じですけれども、定めまして、こちらについては全て除去食・代替食の対象ということでしておいたものですが、平成28年度に変わりますと除去食・代替食の対象と詳細献立表の対象、そして不使用、使わないというものに区分をしております。

平成29年度になりますと、除去食・代替食の対象はそのままなのですが、詳細献立表の対象としていたものについては、もう不使用と。6品目については、もう使わないということで定めて、それによって実施をしております。

それで、今年度につきましては、除去食・代替食の対象、14品目は変わりませんが、品目を変えております。1番から10番までですね。

卵、乳、エビ、カニ、アーモンド、貝類、果物、イカ、マグロ、サバ、そしてタコ、くるみ、カシューナッツ、魚卵を除去食・代替食の対象としまして、ゴマ、牛肉、豚肉、鶏肉、そして、カカオと納豆についても詳細献立対象に変化をしております。

こういったことが、毎年変わる対応について保護者の中で混乱が生じているということがございます。

実例として挙げておりますけれども、対象食品を果物というふうに一括表記をしております。こちらにつきましては、平成30年度からは、メロンとパイナップルというふうに限定をしておりますけれども、従前につきましては、果物としておりましたので、メロンにアレルギーがある子供、本当はパイナップルも食べられるんですけど、こちらも代替食の対象ということで食べるができなかつたりしているところです。

そして、施設についても幾らか課題のほうが出てきております。

施設そのものが、1日に3コースの調理をしております。3コースの給食献立をつくっている関係で、調理の方法がすごく限定をされているところです。

そのほか、除去食対応職員数が非常に多くなっておりますので、同じ食材で同じような調理の方法を行わなければならないと。したがって、献立のバリエーションが非常に狭くなっている。

そういったところがありまして、平成29年度に、新しい食材あたりを取り入れてきましたけれども、食材として使用しないと定めていた6品目がありましたので、本来は提供したい食品が出せなかったということがございます。

具体例といたしましては、カカオは不使用ということで、クリスマスにチョコレートケーキが出せなかったと。それであるとか、魚卵ですね。こちらについては、シシャモやキビナゴ、ワカサギを提供することができなかったと。

納豆についても不使用ということで、給食として出すことができなかつたので、こういった部分について見直しが必要ではないかということで考えているところです。

そのほか、先ほど児童数について申し上げましたけれども、平成27年度から30年度までの食物アレルギーのある児童数ですけれども、60人から76人へ増加をしております、除去食対応人数についても59人から67人、詳細献立配付人数についても1人から9人にふえているところでございます。

最後の8ページに、中段から下にアレルゲンの保有状況についてお示しをしております。

内容につきましては、ことしの4月27日現在ですけれども、全体では80人おられます。先ほど、私、76人に対応をしているというふうに申し上げましたけれども、80人のうち、4人につきましては2人が完全弁当持参ですね。アレルギーが多過ぎて、もう給食では対応できない、あるいは危ないということで御自宅から弁当を持参されております。

あとの2人については、長期欠席ということで登校されていないので、対応をしていないというような状況になっております。こちらにつきましては、一応、内訳として20品目の人数についてお示しをしております。

それで資料のほう、6ページのほうに戻りまして、では、今後の食物アレルギーの対応の考え方についてはどうだということでお示しをしております。

センターのほうに移行する際に、鳥栖市における食物アレルギーの対応マニュアルというものを作成しております、こちらについても、個々の児童の状況に応じた対応に努めるということで明記をしております、それに対応するというようにしておりますけれども、平成24年の12月に東京都調布市のほうで事故が、食物アレルギーを有する児童が、給食を喫食した後にアナフィラキシーショックにより亡くなるという事故が発生しております。

こちら、チーズが入ったチヂミを子供が、おかわりで食べた物についてショックを起こして亡くなったという事故でございます。

これを受けまして、平成27年3月に文科省のほうから、学校給食における食物アレルギー対応方針というものが示されております。

こちら――下に太枠で囲んでおりますけれども、こちら、一部原文のまま掲載をしておりますけれども、この中で（原則）ということで挙げられております。

読み上げますけれども、「食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とすると。学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。」ということで示されております。

その下になりますけれども、食物アレルギー対応については、完全除去対応が基本であります、誤食・誤配を防止するために、対応する児童生徒を減らす、対応する食品を減らす、

複雑・過剰な対応をしないということを示されております。

これを踏まえ、6ページの3番目のほうになりますけれども、食物アレルギー対応指針の安全性が最優先であるという考えに基づきまして、除去食で対応する食品や施設の状況、人員配置に左右されることなく対応できるように、食品数を絞っていきたいというふうに考えているところです。

基本的には、絶対に事故を起こさないために文科省が示す指針に沿って、単純でわかりやすくするための対応をしたいということで、7ページのほうに移ります。

こちらについて、平成29年度から30年度、平成31年度から新しい対応方針によって対応したいということでお示しをさせていただいております。

この中で、すいません、訂正というわけではないんですけれども、平成29年度、30年度の①のところに卵というふうに書いております。

これは、過去、卵というような表記をしておりましたけれども、鶏卵、鶏の卵という意味で、平成31年度からは鶏卵ということで表記をさせていただいております。

内容については、意味は同じでございます。

先ほど申しましたように、平成29年度は、品目としては20品目、変わらないんですけれども、食材として使用しない物ということで6品目を定めておりました。

タコ、くるみ、カシューナッツ、魚卵、カカオ、納豆と、こちらにつきまして、今年度につきましては、使用しない物という定めを削除いたしまして、全て除去食・代替食の対象、もしくは詳細献立の対象ということで改めさせていただいております。

こちらにつきまして、平成31年度からは、鶏卵、乳、エビ、カニの4品目を除去食・代替食の対象といたしまして、それ以外の品目につきましては、詳細献立を配付しておりますので、そちらによって、各世帯において喫食をさせるのか、それとも、子供自身がアレルギーを除去して食べるのか、あるいは、その日は給食を食べずに弁当を持参するのかを決めていただくようにしてはどうだろうかというふうに考えております。

この4品目に絞った理由といたしましては、厚労省のほうから示されております特定原材料で表示義務がある7品目ですね。

こちら、鶏卵、乳、小麦、エビ、カニ、そば、落花生なんですけれども、そば、落花生につきましては、生命に重篤な危機が及ぶおそれがありますので、そばと落花生については、給食では使用しておりません。

それと、小麦については、こちらを除去食にしますとほとんどの物に小麦が入っておりますので、現実的に給食からは除去食対応とすることは難しいということで、残った4品目について、除去食・代替食の対象としたいというふうに考えております。

こういった、国が示しております新しい食物アレルギー対応の考え方につきまして、保護者の方にも御理解をいただきたいというふうに考えておりました、今年度、今月ですけれども、食物アレルギー対応給食試食・説明会というものを実施したいというふうに考えております。

それで、幅広く御意見をいただきまして、平成31年度からの対応に向けて検討したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいこと等、御意見等ありましたらお受けしたいと思います。

尼寺省悟委員

3点聞きます。

まず、3ページで、7月から施工するということですがけれども、施工業者。

まだ、決まっていなければどういった形で選定するのか。

江寄充伸教育総務課長

是正工事については、建設当時の業者のほうで行うことになりますので、今泉建設と鳥飼の合同企業体ということになります。

以上です。

尼寺省悟委員

2点目ですがけれども、経費の問題ですね。

かつて、センター方式に決めた理由として幾つか言われたんですが、そのときの大きな理由として経費の問題があったと。小学校が8カ所か、8カ所が1カ所になるというふうなことで、経費の大幅な削減が見込めるというふうに聞いた記憶があるんですが、結果は真逆の結果が出るとるんやけど、これについてどういうふうに思っているのか、感想でもいいですけど。

白水隆弘教育次長

尼寺委員の御質問でございますけれども、一般質問でもお答えをいたしましたとおりに、センター化の経緯につきましては、ランニングコストについては詳細に検討されてはおりません、と私は記憶しております。

要は、建設コストのみの比較で、それともう一つは安全面の比較ということ、それと各学校の改修に入ります関係上、そういったものをどこで代替をするのかといった場所の関係ですね。

そういったものを含めて、センター化が望ましいということでトータルで考えられたということで記憶しておりますので、その中で、ランニングコストについての議論はされたかとは思いますが、それが決定的な材料になっているかどうかということは、私の記憶にはございませんけれども。

尼寺省悟委員

今、ランニングコストについては、あまり比較があったとは記憶してないと、建設コストの比較だったと言われたんやけれども。

私は、ランニングコストも言われたと思うんですが、改めてこの結果を見てランニングコスト、通常であれば、さっきも言ったようにランニングコストは普通考えたら下がるはずやけれども、逆だということについて、改めてその感想っちゅうんか、考え方はないですか。

こんなもんですか。

白水隆弘教育次長

現在、平成29年度の決算見込みをお示ししております、自校方式のときの、平成25年度の案分も含めた分でお示しをしておりますけれども、現在の平成29年度の見込みにつきましては、これは妥当な必要経費で運営をさせていただいておると考えているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

妥当な必要経費ね。

妥当な必要経費であったと、結果としては、年度は違うけれども自校方式のほうが経費は少なかったと。

これはこれとしてね、十分考えとかなきゃいかんということです。まあ、いいんです。

それから、6ページですね。

6ページに、アレルギーの問題で、その青色の四角で囲っているところの一番最後のところに（「青い縁」と呼ぶ者あり）、わかりますか、6ページ。（「こちらの資料が白黒なもので」と呼ぶ者あり）

アレルギーのところの、四角で囲んでいるところの中で一番最後のところにね、安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮しますという書き方をしとるけど、実際問題として、今まで弁当対応っちゅうか、やったことがあるの。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

現在でも、御家庭から弁当を持参されておる児童はおられます。

尼寺省悟委員

それ、人数とか、数的に何かわかるの。どれぐらいの子供がやっているのかは。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

先ほど、ちょっと御説明をさせていただきましたけれども、完全に弁当を持参しておられる児童は2人と。

あと、献立によって食べることができない場合には、各家庭から今も持参をされておられます。こちらについては、人数はちょっと不特定になります。

尼寺省悟委員

ちょっと古い話で恐縮ですけれども、自校方式のときに、自校で対応ができずに、子供たちにあんた弁当を持ってきなさいというふうな例っちゅうのはあったですか。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

申しわけございません。資料がございませんので、対応をしていたかどうかというのはいかりかねます。

ただ、手元にある資料で申しますと、平成19年度の5月に、鳥栖北小での対応状況についての資料が残っておりましたので、それを取り寄せましたけれども、この当時、鳥栖北小でのアレルギーを持っておられる児童については7人です。現在は13人です。

そういう人数の増加、種類についても卵、エビ、カニ、トマト、牛乳です。

そういったふうで、範囲についても今ほど広くはないというような状況がございましたので、そのときの対応を見ますと卵にアレルゲンがある子供については、卵を入れない、乗せないでつくる。

それで、トマトケチャップがだめな子供には、もう塩、胡椒で味つけを変えるとか、そういう対応をしておりましたので、完全に弁当を持参しなければならない重篤な状況というのはなかったのかもしれない。

以上です。

尼寺省悟委員

確かにね、その十数年前と現在を比べてみると、アレルギーの対象の子供、少なかったろうし、いろんな意味で条件は違うかもしれないけど、今、なかったと言われましたけど、やっぱり自校方式のほうが今と比べてみると、アレルギーに対する対応の仕方もやりやすかったということはあるのかなあと思います。

よかです、終わります。以上です。

下田寛委員長

よろしいですか。

西依義規委員

すいません、資料ありがとうございます。

4ページの、人件費の比較が、これ自校方式のときの、今の事務職員さんの仕事は誰がされていたんですか。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

学校の事務職員ですね。ですから、県費職員ということになります。

西依義規委員

あと、学校保健員さんが10名から8名になって、学校保健員さんの、今のこの8名の方の役割ってどうか、お仕事内容はどんな形なんですか。

どういうことをされているんですか。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

学校保健員の業務内容に特に変化はございません。食材の検収……。

失礼しました。

白水隆弘教育次長

名称が学校調理員としておりますけれども、要は給食調理員ですね。ですから、現場の調理員ですので、自校のときも今も同じことをしております。

西依義規委員

なかなか言いにくい話なのかわからないんですけど、今、建って4年ですかね。それで、この人件費っていうところの給与、職員手当等は減っていくのか、ずっと同じなのかって。

白水隆弘教育次長

年齢層にもよりますけれども、まだ退職者の年齢に達しない方ばかりでございますので、このままの体制が来年、再来年と続くようであれば当然ベースアップ分はかさんでいくという計算になります。

西依義規委員

私の言ってること、わかっていただけるかどうかかわからないんですけど、結果、ランニングコストが上がるとやっぱりいけないと思うんですよね。

僕、行革なりそういった一環、もちろんあった上で、市民の反対される方もいらっしゃる結果、だけど大きな面で見ると、議会も通ったということでございますんで、やっぱりランニングコストは減らしていくような方向に向かうべきじゃないかなと思うんですけど、その辺の。

もちろん、ベースアップはもちろんとめられんと思うんで、そういうところを5年後、10年後っていうのは考えられているのか、もうずっと、5年後、10年後、何もしなかったらずっとふえていくってことですよ。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

御指摘ありがとうございます。

ただ、自校方式とセンター方式では、やはり施設設備が全体に変わっておりますので、新たに補修なりメンテナンスが必要な部分も出てきております。

こういったところは、一つは、自校方式では安全な給食提供が難しかったというところが、大きなところがあります。ですから、センター方式に切りかえたというふうを考えております。

それで、委員御指摘のように、確かにランニングコストは低いほうが望ましいと思いますけれども、ここにある業務等については、全て必要なものだというふうに思っております。

したがって、平成29年度を比較して、今後抑制には努めてまいりたいというふうには、ちょっと思っておりますのでよろしくお願いします。

松隈清之委員

西依委員が言われるのは、要は調理員はね、自校方式のときはみんな——いわゆる正職員と言われる人は、ある時期からもう新しく雇わずに、要はパートさんとかね、嘱託員にずっと切りかえていったんですよ。だから、年々減っていたんですよ、人件費は。

これが、もちろん今いる職員の方を首にするとかっていう話には当然ならないんで、じゃ今後これが、将来的には正職員として最低限必要な部分、例えば、今、言う事務員、事務職をしている方はもうやっぱり正職員じゃないといかんと。

じゃあ、調理に関しては、将来的には嘱託員みたいな人で、その下の賃金のところね。賃金に、割り振られる部分が変わっていくとしたら、将来的にはコスト下がる可能性があるわけじゃないですか。

だから考え方として、その保健員さんの人数を、じゃどこまで、最後はこら辺までで、そこから先、嘱託員になれば、いずれかの段階でそういうふうに変っていくものなのか、今のこの8人は、ずっと固定していくのかでコスト全然変わってくるんですね、将来的に。

だから、そこをどう考えているのかなということだと思うんですよ。

白水隆弘教育次長

おっしゃるとおり、ある時期を境に現業職については、例えば一般職に職種を変更してみたり——ちょうど10年前ぐらいになりますけれども。職種変更をしてみたり、それから、その後採用はなくて、例えば学校現場であっても嘱託の方をお願いをしたりとしてきております。

その流れをそのまま踏襲するというのであればですね、給食センター現場でもそのような流れになっていくんだらうと思いますけれども、今、私の指示で課長以下をお願いをして

おりますのは、標準作業の仕様書をつくってくださいということをお願いしております。

なぜかという、この作業に対して何人の人間が本当に必要なのだろうかということが、今、非常に曖昧ですので、そこを一つきちんと何らかの指標をつくった上で、この作業には例えばリーダーは2人いて、作業員は何人いるとかということが、あらかじめ判明してきますと必要最低限の人間もつかむことができるようになりますので、標準作業の仕様書をきちんと組み立ててくださいということを、今現場をお願いをしているところでございます。

それがある程度でき上がった段階であれば、必要な人間の数、これは最低限何名でしょうと。

それ以上でどうカバーしていくかとか、それ以下でも大丈夫なのかとかいったある程度の指標が見えてくると考えておりますので、現段階は、当時のかなり時間がなかった中で、必要であろうという方々をもう半分引きとめたような状況もございますので——囑託員の皆様についてはですね——そのままの状況で今までできておりますので、今後はその標準作業に従って必要な人間という言い方は失礼な言い方になるかと思いますが、標準的に、安全に作業いただけるその数ですね、それについて、きちんと私ども把握する必要がございますので、そこは今現場に指示をして、お願いをしていただいているところでございます。

すいませんが、ちょっとお答えになっておりませんが、必要な人間として、今後、つかまえないといけない部分が出てまいりますので、今その途中ということでお知らせをさせていただきます。

尼寺省悟委員

最後に、ちょっと一言だけ言っておきますけど、さっき白水次長は自校方式では安全な給食の提供ができないのが一つの理由だと言われたけど、それに対して我々は自校方式で安全な給食が整備できるように整備せろと言ってきた。

そして、そのときに建設費のコストの比較って言われたけど、根拠ある自校方式で整備した場合の建設コストは幾らなのかと、根拠ある数字を出せと。何回言っても出さなかった、それが事実であってね。

さっき、建設コストで比較してどうのこうのって言われるのは、私は、ちょっと心外だということはおし上げておきます。

いいです、答弁は要らない。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

すいません、アレルギーの児童生徒数の件なんですが、私が平成26年の9月議会で質問したときは、平成25年が88人で、平成26年が77人ということでお聞きをしておりました。

そのときに、学校生活管理指導表っていうのを提出して対応するというので、それに1,500円ほど医師の診断に基づく物でかかるということで、今ちょっと人数見てみますと減っているのかなあって。

また、給食センターにすることによってふえているのかなと、ちょっとその辺がよくわからないのですが、この1,500円程度が要ることによって、もしかしたら給食センターのアレルギーですっていうことを言えずに、逆に弁当を持ってこられているとかいう方がいらっしゃるのかな、どうなのかなっていうのがちょっとわからないんですが。

その辺のことが、お声があるのか、それともないにしても、今後やっぱり生活保護の方とか、あと就学援助の方とかを対象に、そういうことも考えていただければと思うのですが、その辺のちょっと把握といいますか、いかがでしょうか。

平川富久学校教育課長

私、個人としましては、1,500円かかるというのはちょっと存じ上げてなくて、新しいことを教えていただいたなというふうに思っておりますが、この食物アレルギー対応が必要な子供だけ管理表を出していただくことではないんですよ。

いろいろ薬を飲んで生活をしている子とか、医療的に何か対応が必要な子とかはそういうものを、お医者さんからの指示とかそういう物を出していただいた上で、学校はそれに沿って対応をしましょうということで、そういう物を出していただいております。

この、食物アレルギー対応につきましても、お医者さんが、こういうふうな医療的な立場からこういう対応が必要だという御指示がある子について、こういう対応をさせていただいております。

好き嫌いとか、子供が言うから、もう食べさせないでくださいとか言われる保護者さんも結構いらっしゃるんですね。数的にちょっと、何人というのはありませんが。

体感的に保護者と話をしてそういうこともありますので、きちっと本当に対応が必要なお子さんを把握するためにそういう物を出していただいておりますので、その1,500円がネックとなってお弁当を持たせてあるという方がもしいらっしゃれば、それはきちっと御説明をして対応していかなきゃいけないと思っております。

そういう予算措置がどうのこうのについては、今は何とも申し上げられませんが、きちっとその辺は説明をして、保護者の御意見等も聞きながら対応していかなければいけないと、今、感じたところでございます。

以上でございます。

下田寛委員

いいですか。

松隈清之委員

この、アレルギーの対応なんですけど、説明を今後されていくということでしたよね。もともと関係ない児童、保護者が大半じゃないですか、言うたら80人しかいないわけだから。

だから、むしろ使える食材がふえることだから、大半の人にとっては多分いいんですよ。

でも、言うたらこの、今実際、対応されている76人の方々にとってどうかだけだと思うんですよ。

もし、そこで、いやいや、続けてもらわな困るとかっていう声も、場合によっては出る可能性もあるわけで、そういう声が76人の中から出たときに、じゃあ仕方ないから続けましょうかみたいになるのか、基本的にはこの考えで御理解、もちろんしてもらおうと思っているんだと思うけど、そこは説明の中でもうほぼほぼこういう形でいくってことなんですよ。そういうふうに理解していいんですよ。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

この形で、御説明をして御理解をいただきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

だから、困りますと言われても、これで進め——保護者の方がですよ。ちょっとそれじゃ困るんですけど、と言われても、これでいくということなんですよ、要は。

理解をとにかくいただくってことなんですよ、この今回のやつは。ということですよ。わかりました。

下田寛委員

ほか、いかがでしょうか。

飛松妙子委員

すいません、最後にエピペンの方は、今何人ぐらいいらっしゃるかだけ、人数を教えてくださいましたら。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

18人です。小学校で18人です。

飛松妙子委員

今、そんなにふえてらっしゃるんですよ。

わかりました。ありがとうございます。

下田寛委員長

ほか、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で議案外の報告を終わります。



下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、来週18日は、午前10時から現地視察の予定となっておりますので、委員の皆様のご御参集をよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時10分散会

平成30年 6 月 18 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本	和彦
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課長補佐兼文書法制係長		江下	剛
財政課	長	姉川	勝之
総務部次長兼契約管財課長		三橋	和之
庁舎建設課	長	古澤	哲也
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原	有高
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長		田中	秀信
会計管理者兼出納室長		吉田	秀利
議事事務局	長	緒方	心一
監査委員事務局	長	古賀	和教
企画政策部	長	石丸	健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長		鹿毛	晃之
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長		田中	大介
企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長		藤川	博一

教		育		長	天	野	昌	明
教		育	次	長	白	水	隆	弘
教	育	総	務	課	長	江	寄	充
教	育	総	務	課	長	眞	子	寛
学	校	教	育	課	長	平	川	富
生	涯	学	習	課	長	山	津	和
		長	兼	図	書	館		也

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

現地視察

お試し移住施設（河内町）

自由討議

議案審査

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第15号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について

〔総括、採決〕

所管事務調査

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

提案書のヒアリング、それに委員間での意見交換を経まして、最優秀者が株式会社佐藤総合計画 九州オフィス。それに、優秀者——次点者——が、株式会社石本建築事務所 九州オフィスとなったところでございます。

お手元に置いております技術提案書につきましては、最優秀者の佐藤総合計画 九州オフィスの技術提案書でございます。

それで、今後につきましては、最優秀者となりました株式会社佐藤総合計画 九州オフィスにおいて、設計共同企業体を組まれました後に、契約の手続を進める予定でございます。

なお、基本・実施設計の履行予定期間といたしましては、契約締結後から来年の平成31年6月28日までの約1年間を予定しているところでございます。

簡単ですけれども、報告については以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

今、簡単に御説明いただきましたが、この報告受けまして、御質問のある方々には質問いただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

西依義規委員

これ、最優秀者と優秀者の違いというか、どこがポイントだったのか教えてください。

古澤哲也庁舎建設課長

一応、今回、選定に当たりましては、委員間の投票により選定をいたしております。

点数とかではなくて投票でというようなことで、今回、一応、プロポーザル方式で設定いたします折に、設計業者の能力とか技術力、そういったものを一定評価するというようなことで進んでまいっております。今回選ばれたポイントといたしましては、基本計画にのった基本的な考え方、こういったものが今回の提案で読み込まれて提案をなされ、プレゼンテーションにおける、ヒアリングにおける委員からの質問等々に的確に答えられたというようなところで、そういったところを総合的に評価して、最優秀者の決定に至ったというようなところでございます。

西依義規委員

すいません、委員さんが何名で、どういう——言える範囲でいいんですけど、結局、市民の方々に何でこうなったとっていうときに、こういう案とこういう案が出まして、市としてもこういう案を採用したみたいなの、もうちょっとわかりやすいやつありますか。

古澤哲也庁舎建設課長

選定の委員さんにつきましては、7人で構成をいたしております。

それで、外部委員が4名、内部委員が3名というふうなことで、外部委員の4名につきましては、佐賀大学の建築関係の先生——学識経験者として建築関係の先生が2名。

1名は、基本計画の策定委員長を務めていただきました三島先生に策定委員会の知識も含めて助言をいただくためというようなことで、就任をいただいております。

もう一人は、この方も佐賀大学の建築関係の先生でございまして、こちらのほうも建築関係、特に設備面とかそういったところから御助言をいただくというふうなことで委員に就任をいただいております。

それと、もう一人が、佐賀大学の医学部の先生でございまして、ユニバーサルデザインの関係が専門でございまして、そういった観点から御意見をいただくというようなことで、就任をいただいております。

それと、もう一人が、佐賀県の建築住宅課の室長に御就任をいただいております、特定行政庁というようなことで御助言をいただくというようなことで、就任をいただいております。

あと、市といたしましては、副市長、総務部長、企画政策部長のほうに就任をいただいております、きのうの選定委員会での結果を受けまして、今後委員長のほうが講評を作成する予定でございまして、採用したポイントといたしますか、そういったものは委員長のほうが作成をする予定でございまして、それで、各委員間の調整を経て、ちょっと時期は不明ではございますけれども、一応公表を予定いたしております。

以上でございます。

西依義規委員

いや、委員長の総評を一応待つとしてもですよ、今、例えばわかりやすい、ここの業者さんが3階建てを提唱されて、おまけに、このひとつ屋根の下っていうテーマがあって非常に良かったとか。

もう一つところは、4階建て、5階建てとかいうのがばらけたのか、それとも、ほぼほぼこの3階建てで大きな敷地を使った構造は一緒だったんだがとかいう、言える範囲、どこまで。

何で3階建てなのって、もし僕が市民の方に聞かれたときに、いやいや、こういう理由で、例えば、もう設計上、とても安く済むとか何か、なんかあるんですかね、そういうの。

野田寿総務部長

きのう、プロポ審査に当たり、3階建てということで提案がなされました。特徴的な提案だったと思います。

ただ、それで今度、3階建てをじゃ建てるのかということは、またちょっと違う話であっ

て、基本計画をつくって相手方のほうに、今回お渡ししてみて、この中をよく読み込んだ形で、要は、これは基づいてどういった技術提案力というか、企画力があるかという話も含めて――それから応答ですね。こちらからの間についての的確に回答できるか、できなかったか。

もやもやとしている業者さんも当然ありましたし、その中で、一番細部にわたってよく検討をされているというか、その一つの今回、資料を見ていただいていますけれども、それに一文一文にやはり力を込めて、よく理由まで検討されて回答がなされているという部分についての信頼性というのが採用になった一番の大きもとだと思います。

歩道とか環境に、周りの住宅とかにもよく配慮した、そういったところまで気を使われている計画を提案されております。それと、あとコストの問題をしっかりと、工期の問題というところも踏まえてきちんと提案されてあると。

そこについては、ほかの業者さんにはない提案も、そういったことも含めて提案がなされましたということで、一番提案力というか、そして回答に対する速やかな回答च्छゅうんですかね、考え方ができたということも含めて、総合力ということでこの提案が一番いいんじゃないかということになったかと思います。

中村直人委員

今、手元に配付されているのが、最優秀者の関係なんですか。

野田寿総務部長

お手元のほうに、見ていただいている資料というのが最優秀者の方で、今回プロポで使われた資料ということでございます。

中村直人委員

そうしますとね、我々はそれだけしか目に映らんのですけれども。

優秀者の、やっぱり資料という物も出させていただいて、やっぱり委員会として、その選定委員会で決めた物についてとやかくは言わないけれども、あと委員会としても、やっぱりこの2つを見させていただいたという実績づくりだけはね、やっぱりさせてほしいなと思うから。

よければ、次の優秀者の資料も提出方、お願いしたいと思いますが。

野田寿総務部長

でしたら、中村委員からの意見、いただきましたので、優秀者、次点者の石本建築事務所のほうの提案書についても用意をさせていただきたいと思います。

下田寛委員長

すぐ、できますかね。（「ちょっと今から」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ちょっとお願いします。

じゃあ、それ以外で質問がある方は、お願いします。

松隈清之委員

ちょっと、今見た資料なんで全然読み込めてない部分はあるんですけど、一番最初に書いてあるのが、あらゆる災害から庁舎を守るということで、低層整形・P C a 免震庁舎ということでございますけれども。

これは、基礎免震構造だから、これはほかの2提案、まあ3社あったということですけども、これは耐震性がすぐれているという観点がやっぱり技術的にはあったということですかね。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

耐震性につきましては、3社とも免震構造を採用されておりましたので、耐震性については、ほかの提案者でも問題なかったかと思っております。

松隈清之委員

これが、どれくらいの平米数っちゅうんですかね——職員1人当たり、大体基準があったじゃないですか。職員1人当たりの大体の基準が、一万一千幾らから1万3,000平米ぐらいにあっていうので、これで大体どれくらいの広さになるんでしょうかね。

野田寿総務部長

今回、3社とも広さの提案のほうは、ちょっとされてきておりませんでした。

ただ、基本計画の中では面積を示しておりましたんで、恐らくその範囲内という考え方は基づいてあるものと思います。

松隈清之委員

それこそ、これから長く使うことになる庁舎なので、いろんな柔軟性がね、求められる部分もあろうかと思うんですよね。

それこそ、議会においても市町村合併を30年後にもしすれば、委員会室とかね、そこらの環境も変わってくる可能性もあるし、事務のスペースももしかしたらふえるかもしれないという意味で、あるいは、答弁の中でもあったんですが、将来ね、例えば県の事務所、あるいは国の事務所等もこの敷地内で、どっかにまた建てて機能を集約しようとかってなったときのこと、これはやっぱり考えられていると思っていいますか。

野田寿総務部長

今回の提案の中で、そこまで提案してこられてある業者もおられました。

それを言われた業者もでございます、将来の拡張性。ただ、3つとも意外と共通しているのが、職員のスペースについてはオープンスペースを基本にされていますんで、比較的その課の柔軟性をとられているのはそうかなと思います。課がふえても減っても、そこに対応がで

きるという部分。

ただ、面積的に、あとはあばかるかどうかという部分は将来的にどうかと……。仮に、合併したときにどうかと言われると、そこまでの対応はおそらくなかったかもしれませんが、ある程度の、今の機構改革とかに耐え得る、そのオープンスペースでということは、どこの会社でも基本はそうみたいやっただす。

あと、敷地内に、もし、もしですね。仮にそういった庁舎を建てるときには、庁舎のもう一つ隣に建てたらどうかというふうなことの提案を言われた業者さんもおられました。

松隈清之委員

これで言う隣は、西駐車場になるのか、屋外活動スペースになるのか。

多分、このヘリポートの部分は潰すわけにはいかんのでしょうから、西駐車場とかってことになっていくのかな、イメージすると。

野田寿総務部長

提案された業者は——今回お渡しした分の業者さんではないんですけど——ヘリポートの部分と言われましたね。

ただ、ヘリポートについては、当然我々は必要な機能だからというところがありますけれども、業者さんというか、その提案された事務所さんは、そういった提案をされました。

ただ、そこは、我々の考え方とはちょっと違うなというところがあります。

松隈清之委員

ちょっと、まだ今からの部分もあるでしょうから、そんなに突っ込んだ議論はしませんが、一応答弁の中でも、拡張性についても御答弁されてますんで、そこについては、また想定としてはね、ある程度考えておいていただけたらなと思います。

あと、今まで議事堂という、建物じゃないにしても議事堂スペースっていうのは、大体ワンフロア、議事堂スペースで納まったんですけど、教育委員会——これが、教育委員会になるかどうかかわからんですけど、入っていますが、ここら辺については、やっぱり3階にするからこういうふうになってくる部分もあるんですかね。

ちょっと、広さがわかんないんで、議会のほうで話をしていた、例えばいろんな要望をしていた会派控室とかっていうのはこの中にきちっと納まるのかなと、ちょっと見ながら心配になっているんですけど。

野田寿総務部長

今回、この、課のアバウトな配置がされてありますけれども、これ、あくまでうちから提案したものではありませんので、今回提案された設計事務所さんのほうがこういうのはどうかっていう、どうかっていうよりもプロポーザルの中でのお話だったんで。

ただ、3階という中で、こういった形で執行部と議会のほうが同じフロアにあるという提案が、面積っていうかそういった関係上、こういうふうな提案をされてきたと思いますけれども、ただこの辺については、プロポの中でも意見が出て、議会棟っていう独立したっていう形も、そういった考え方は提案者側っていうか事務所側ではなかったんですかということ、委員のほうからも一応質問出ました。

ただそこは、もし仮にですと、議会は議会として独立させるということであるならば、一部4階建てという形もありますというふうな、4階建てにも当然対応できるような形で、そこは市役所さんのほうの考え方がどうなるかということによっては対応もできますというふうな言い方をされてありました。

松隈清之委員

4階にしろとかって言うわけでは、決してないんだけど。そうすると、このコンセプトでいう、ひとつ屋根の下っていうのは、どんな形にしてもひとつ屋根の下ではあろうけど、イメージ的にはこのフラットなところがね、多分設計の意匠上は、そこに考えを持っておられるのかなっていう気はするので。

4階、一部4階とかにしろと言っているわけではないんだけど、今、まだ今回議会からお返ししてない、議会に協議の対象として、会派の控室とかそういったものに対してまだお返しをしてないんで、今後ということになってくるかもしれないけど、このスペースが3階で足りるかどうかっていうのがちょっと気になったもので、場合によっては、じゃあ一部4階なのか、全面4階なのかになる可能性も、スペース的には出てくる可能性があるということですか。

そうすると、このね、3階だから北側の日影のあれが少ないとかみたいに書いてあるんだけど、そこは4階建てでもそんなに影響ない感じなんですかね。

野田寿総務部長

3階建てにされている一番のポイントっていうのは、やはり日影の問題、日影規制、周辺の住民の方への日影のことを考えれば低層のほうがいいという考え方も言われました。

1階を一部伸ばすという考え方も当然あって、そこに1階部分をちょっと大きくして2階、3階をちょっと狭めるという考え方も当然あるし、そこはひとつの大きな屋根という考えの、これで提案されてありましたけれども、一部4階建てになると、北側に寄せて一部4階にするのか、南側に寄せて一部4階建てにして、日影という問題を解決させていくのかということころはあったかと思います。

ただ、詳細にそこまでの話は、プロポの中ですので、しておりませんが、そういった一部4階建てというのは、やはり今回の3階というのは、日影の問題を特にクローズアッ

プしたというか、問題があるんで、そこを技術的にクリアできる問題があれば、こういった3階建ての庁舎という、その考え方からすればそれも可能かなという気はします。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

〔資料配付〕

今、優秀者のほうのもいただきましたので、こちらもごらんいただきたいと思います。

西依義規委員

この選ばれたほうの、5番の建設工期2カ月短縮、コスト縮減ってありますけど、これ具体的な――工期についてはここに図が、2カ月短縮の図があるんですけど。

コストの面は、このはプレキャストコンクリートとかなんか、そこでどうコスト縮減の具体的な説明があったんですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

プレキャストコンクリートというのは、普通、鉄筋コンクリートは、型枠とか固めて、その中に鉄筋を入れてコンクリートを流し込むというふうな工法になりますけれども、プレキャストというのは、もう工場において、あらかじめコンクリート製品を2次製品として出荷する形になります。

それを組み立てて建物をつくると、そういったことで品質管理と工期短縮ができると、そういうふうなことを言っております。

それで、工事費につきましては、15掛け7のスパンという、そういったユニットを組むことによって、同一のを繰り返してするということによって、柱の間隔を飛ばす。飛ばすことによって免震の装置を少なくするとか、そういったことで削減ができるというふうなことでございます。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、工期の2カ月短縮でもコストが安くなるし、建て方でもコストが安くなるという、2通りのコスト縮減という意味ですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

そのように聞いております。

西依義規委員

そうしたら、こちらの佐藤総合計画さんからは――もう一つの石本建築事務所さんは、右下に49.9億円とあるんですけど、そういった提示はなかったんでしょうか。

野田寿総務部長

石本建築事務所さんからは、工法までのコスト縮減というふうな提案はなされておられません。

西依義規委員

だけど、単純に考えて、石本建築事務所さんの、2ページ目の49.9億円よりもこのままの、平米は書いてないんですけど、同様な形でいくと安くなるっていう捉え方でいいんでしょうか。

野田寿総務部長

49.9億円というのは、恐らくこの金額というのは、うちで基本計画で載せとった純粋に建物だけの費用が約50億円というふうにしておりまして、恐らくそれに合わせた形でここは書かれてあるのかなという気がします。

西依義規委員

じゃあ、すいません、繰り返しになりますけど、鳥栖市としては50億円以内ぐらいを見ているといったことをもちろん投げているんでしょうから、向こう側としてはこのコスト縮減とか工期短縮でそれよりも安くできるんですよっていう、もちろんそれがオーバーしたら何も意味がないんで、そこはそう捉えていいんでしょう。

どうなんですか。

野田寿総務部長

基本計画よりも安く上がると、安くできるし工期も短縮できるよという提案をされたのは、佐藤総合計画さんのみだったと思います。

松隈清之委員

やっぱ、今どきのはやりなのかもしれんですけど、やっぱりガラス張りなのが、自然光を取り入れるのがはやりなんですかね。

それこそ、災害のときとかに割れてね、冬、もう吹きっさらしで、中におっても全然あったまらなくなったら何もならんけど、そういう心配はないんですか。ちょっと、俺、素人だからなんですけど。

どっちもそうなんですよね、ガラス張りなんですけど。

野田寿総務部長

これは、あくまでイメージ図なんで、総ガラス張りっていうのは恐らく現実的じゃないと思います。

うちの委員さんたちも言っておられましたけど、東京ではいろんなビルがあって、日陰が出てくるんでこういった総ガラス張りというのも考えられるけれども、こういったのは、特に九州は西日がとにかく強いし、こういったところで総ガラス張りというのは現実的じゃな

いと。めちゃめちゃすごく暑くなって、エネルギー効率も非常に悪くなると。冷房もきかないということで、ガラス張りというところは、あくまでこれは屋根を強調したかったんじゃないかなという気がします。この絵というのですね。

ですから、これが完成形ということではないと思います。

ただ、絵では、そういったイメージを描いてこられてあるので、ちょっと現実的じゃないのかもしれない。

ほかの業者さんも、意外とガラス張りを非常に多用される絵が、結構あるんですけども、ガラス張りというのはちょっと無理かなど。総ガラス張りというのは、耐震構造上もちょっと無理かなどという気はしますけれども。

尼寺省悟委員

ちょっと単純な質問ですが、最優秀者は3階と、優秀者が4階と、今後のいろんな進めていく段階で、結果として4階と。

結果として、優秀者のほうに近くなると。設計のほうがね、提案が。そういったことも、あり得るわけでしょう。

野田寿総務部長

今回、この提案っていうのは、うちからテーマを与えた形でそれにどのくらい向こうが答えてくるかという、技術の能力をはかるところが中心でございました。

といいながら、これがじゃ夢みたいな計画、向こうができないようなものまで含めて提案してくるというのは当然できませんけれども、今ここに書かれてあることについての技術は当然できるよね、というふうなことを中心に見ていくということなんで、この3階建て、4階建てというのは、恐らく今後、我々と話をする中で決めていく問題だと思います。

以上です。

下田寛委員長

ちょっといいですか。

ちゅうことは、佐藤総合計画さんのコンセプトが3階建ての庁舎なんですけど、これも変わる可能性はあると、ですね。

野田寿総務部長

ちょっと先ほど、若干触れましたけれども、この3階建ての庁舎っていうのは、あくまで環境に配慮したというところで、日影のところ、我々も質問のほうでこの3階建てについて、3階だけということになれば、4階建てっていうところのコンセプトみたいなところについてはどうなんだろうかね、という話も質問の中で出ました。

ただ、当然日影規制とか環境に配慮した、特にこのP C aは工場でつくるということもあ

りまして、振動、騒音が比較的現地で起こらないような、工場で作りますからその辺にも対応ができるという話がありました。

ですから、4階建てっていう話になれば、当然総4階建てじゃなくて、日影規制がとにかくかからないのが3階建てと、大もとにありますんで、そこをクリアできれば、恐らくこの3階建てというコンセプトは引き継げるのかなという話は、これは後からの、提案が終わった後に大学の専門家の方ともお話ししましたけど。

この、3階建てっちゃうのに引きずられると、ちょっとなかなか、今後3階建て、3階建てが前提になってしまうから難しいけれども、そこは、やはり引きずられないように、ただ日影という話はきちんとされてあったんで、その部分はきちんと協議しながら決めていかないといけないよ、というふうなこともアドバイスは受けています。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

構造的にはこれ、いわゆる、名前はいろいろ書いてあるけど、鉄筋コンクリートの建物なんですかね。それとも、このでっかい柱は鉄骨でつくられてて鉄骨づくりとかになるんですかね。

いわゆる、どういう構造物になるんですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

このづくりは、やっぱり鉄骨造というよりも、やっぱりプレキャストコンクリート造と、そういった形になってくると思います。

だから、部分的にコンクリートを使ったり——プレキャストの構造についても、床の部分だけはコンクリートを打つとか、そういった工法もございますけれども、ここで提案された分については全てプレキャストでつくるような工法を提案されておりました。

松隈清之委員

それって、一般に、あれプレキャストでつくるらしいですよって言って、通じるようなもんなんですかね。

いわゆる、じゃ例えば——技術的にはあると思うんですよ——ただ、ほら、分類があるじゃないですか。いわゆる耐用年数がRC造で幾らとか、鉄骨造で幾らとかっていう分類的にも分類されるような。工法としてプレキャストコンクリートってあるんですか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

分類としては、一番近いのはやっぱり鉄筋コンクリート造に一番近いのかなというふうには感じているところでございます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

飛松妙子委員

ぱつとこう、図面を見て思っただけなんですけど、階段の位置とかその辺、吹き抜けはないと思ってよろしいんですかね。

あと、エスカレーターとかエレベーターとか——エレベーターはつくと思うんですが、エスカレーターの考えとか、あるのかどうか。

いや、なくてもいいのかなと私も思うんですが——吹き抜けじゃないってことで。

野田寿総務部長

この図面というのは、あくまで向こうが想定した、こんな配置でっていう、ちょっとまだ、詳細を詰めたわけでも何でもないんですけど、吹き抜けはある、この図の中ではあるような形かなと思います。

ただ、エスカレーターの配置は、ちょっと我々もまだ頭ん中には入っていませんでした。

エレベーターについては、これは右側の上のほうの絵で、これ佐藤総合計画さんのは、向こうのほうの説明では、右上のほうのエレベーター2基、こちらが市民向け。それから、左下のほうにあるエレベーターについては、業務用を中心とした職員向けというふうな提案を受けています。この絵の配置の中ではですね。（「階段の位置」と呼ぶ者あり）

階段は防災上も必要な物なんで、階段がない建物というのは恐らくつくれないと思います。

下田寛委員長

吹き抜けってあるんですか。（「右の真ん中」と呼ぶ者あり）

真ん中。でも、これもまた変わる可能性、あるんでしょう。（「これ、イメージだから」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあちょっと、そもそも論でお伺いしたいんですけど。

きょう提案が出て、さまざまな意見があって、その前段階で基本設計があるわけなんですけど、しっかりと職員の方々の意見がどれだけ吸い上げられているのかっていうところをお伺いしたいんですけど。

古澤哲也庁舎建設課長

職員の方々の意見に関しましては、基本計画の時点で、まず今の執務空間の問題点とかそういうものを一応洗い出しをしております。今後、設計に入るに当たって、庁内の推進体制を組織したいと思っております。

それで、基本的なところを決めていく、重要なところを決めていく推進本部と、あとは、当然窓口とかが中心になるとは思いますが、そういった市民の方が来られるような窓口のあり方とかがあっていうのをもう一度、設計の中に反映していくように、部会とかも設置しながら設計のほうには取り組んできたいと思っております。

下田寛委員長

そうだと思うんですけども、要は課長さん、部長さんたちは、多分、あと10年、20年とかだと思うんですけど、その下ですよ、若い人。20代、30代は、あと四、五十年、新しい庁舎で仕事をしてくわけじゃないですか。(発言する者あり)

まあまあ。

ちょっと50年はないですけど。

そうなるのであれば、若い職員の意見をちゃんと聞いて、こんな庁舎をつくりたいっていうのは聞くべきだと思うんですよ。多分、庁舎の関係組織をつくるのって管理職の方でしょう。係長さんとか課長とかが、多分メインになってくるのかなと思うんで。

もっと末端の人たちの、現場の人たちの意見というのを吸い上げられるような仕組みっていうのをつくったほうが、よりみんなで作る市役所にもなるし、満足度にもつながるんじゃないかなと思います。

やっぱり、かなり大きな事業で、しかもその主体となるのは市の職員さんが働く場所がまず第一としてあると思いますんで。職員の人たちが、どんな環境をつくりたいかっていうところを丁寧に吸い上げていただきたいと思います。

それで、いろんなところでも、例えば保健センターがあそこでもいいのかとか、その機能が本当にそれで将来の子育ての環境ができるのかとか。あとは、この前も意見で出てましたけど、県の窓口と鳥栖市の窓口を将来的にどうするのかっていうところも、やっぱり考えるべきところだと思うんですよ。

そういったところを、もっと丁寧に各課を横断して、柔軟に吸い上げるような仕組みをつくっていただきたいなと思いますんで、これ要望としてお願いしたいと思います。(発言する者あり)

基本的には飯食うところも——ちょっとすいません。

飯食うところも、本当は自分の机で食べちゃだめなんでしょう。(「違う違う、食堂が」と呼ぶ者あり) カフェ、コンビニってありますか。

野田寿総務部長

そちらのほうについては、入っている方との交渉も必要ですし——売店にしかり、食堂にしかり、どうするのかっていうのは早々に結論を出さないと、次、うちも用意できないとい

う部分もありますし、そこについては協議をしております。

ただ、当然、役所内のレストランというのは非常に厳しいというふうな現状があって、他の自治体でも非常に苦慮しているという部分が確かにあるようです。

ですから、なかなかその辺というのは経営の問題もありますし、そこが一概に市役所のほうだけの都合では言えない部分というのはなかなか、あると思います。

以上でございます。

下田寛委員長

いいですか。

ちょっと休憩入れます。

午前11時39分休憩



午前11時40分開議

下田寛委員長

じゃあ、再開します。

ほか、ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、ちょっと一旦、執行部には退席をいただくという形でよろしいですかね。あとは、ちょっと議員さんとのつていう話になります。

そういうことなんで、執行部の皆さんありがとうございました。

この資料は、いただいていいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

〔執行部退席〕

では、議員だけのお話をさせてもらおうと思うんですけども、今回、自由討議の中で何か、総意をまとめたいとかこんな意見どうかっていうのがありましたら、いただきたいと思いますが。

〔発言する者なし〕

特にないですか。

西依義規委員

南別館に今入っている部署はこの中に入るっていいんですよね。それで、今のあそこの、入っているスペースは何になるとやったですか。

南別館、教育委員会とか農林課が入っている。

下田寛委員長

南別館はあつですよ。

西依義規委員

そのままおるんですかね。（「何かに使うって、言ってあったですよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

あそこを、何かテナントスペースにして、民間に貸したらいいかなと思って。

すいません、自由討議になりますかどうか。

ならんなら。

いいです、すいません。（発言する者あり）（「今の段階で言うとしたら、コストぐらいですよ。全体的にコストを抑えていくべきやろうとは思うんだけど。まだ、図面にしたってイメージぐらいしかないからね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

下田寛委員長

コストを抑える（「もう少し具体的な」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

もうちょっと待つべきという話ですか。（「ちょっとね、まだ」と呼ぶ者あり）

まだ早いと。（「一般的に、総論としては」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

多分、具体的な機能とか中身は、今から詰められる部分もあるんだろうと思うんですけど。

今は、基本65億円、庁舎で50億円っていうのは、もう一定示されているんで、ここまでの範囲であれば、多分出すということも想定の内だと思うんですよね。

ただ、そこはもうちょっと頑張らないかんのやないかという部分について言うならば、言えるのかなと。

下田寛委員長

今回の6月議会の中で、少し時間を割いたところが、西依委員もそうでしたけど、総合計画のその財政のあり方について。要は、表立ったデータが平成32年以降ない、わけですよ。

これ、ちょっといかんやろうっていう話が、結構あったと思うんですよね。

そこに関して、やっぱり今後大きな事業もふえるわけで、財政計画をちゃんと立ててもらった上でコストを抑えるということもしっかり考えてもらわないかんですよっていうのは、今のお話もあって、一つ総意としてはお伝えするべきところなのかなっていうふうには、ちょっと思いながら議論を聞いていたんですけど。

どうですかね。

今後の財政のあり方、あと大型事業が続いていく中で、まずは、今回プレゼンの資料が出てきた市庁舎については、極力コストを抑えていくということ、あとは、将来の財政計画については、議員にも見える形での物をしっかりと示すことと。

だから、西依委員と、あと中村委員から過去には3年ごとにちゃんと出しよったと。それが、いつの間にかなくなって、いざ聞いてみると、表立ったデータは平成32年までしかありませんと。そこから先のデータは知りませんっていう話やったじゃないですか。

そんなことがあり得るのかっていう話ですよ。

だから、ちゃんと見える形で財政は、お伝えいただくということと、あとは、直面する大型事業に関して、コストを削減する努力をしっかりとさせていただきたいという言い方になりますかね。

西依義規委員

じゃあ、委員長の前段の財政見通しの件については、僕も思ったんですけど、3年間出せるのであれば来年は、平成33年度まで出せるんじゃないかって言ったんですけど、執行部の方は、それは、これはあくまで——総合政策課に対して僕が質問したんですね、すいません。

だから、財政課に、もし委員会の皆さんが、そういう同じような御意見であれば、僕もせめて3年間を出していくような形は、委員会として求めるのはいいんじゃないかとは思いますが。

下田寛委員長

昔は、どうしてたんですかね。

3年ごと。

中村直人委員

この総合計画をつくるときに、10年間のスパンをつくって、その都度変更しますということの前提の中で今の総合計画をしとるわけよね。

だから、その都度変えるときに、財政もこうしますよっていうことだから。前は、総合計画をつくるときに、総合計画は10年ですけども、その都度財政計画も3年ごとにずうっと出していくと、実施計画として。

だから、平成30年度についてはこういったことをやって、平成30、31、32年度で、これだけの予算を立てましたと。平成32年度になったら、平成32、33、34年度、3年間を出していくと。そのときは事業がまたこう、事業名が出てくる。

そういったスパンを総合計画のほかに、実施計画というものを出しよったわけよ。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

下田寛委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

所管事務調査

下田寛委員長

以上で、付託議案の審査は終了しましたが、これ以外に当総務文教常任委員会の所管事務について御意見やお聞きしたいことなどありましたら、この際ですのでお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で所管事務についての協議は終了いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成30年6月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後0時8分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 下 田 寛 ④

